

## むつ市議会第224回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成27年6月12日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第50号 工事請負契約について

（市立脇野沢小学校建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第2 議案第51号 財産の取得について

（むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第3 議案第52号 財産の取得について

（むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの）

#### 【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）18番 大 瀧 次 男 議員

（2）23番 菊 池 光 弘 議員

（3）14番 浅 利 竹二郎 議員

（4）8番 佐 賀 英 生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横垣成	年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木	肇	5番	川下八十美
6番	目時睦	男	7番	村川壽司
8番	佐賀英	生	9番	東健而
10番	石田勝	弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝	昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二	郎	15番	中村正志
16番	半田義	秋	17番	村中徹也
18番	大瀧次	男	19番	富岡修
20番	佐々木隆	徳	21番	上路徳昭
22番	鎌田ちよ	子	23番	菊池光弘
24番	岡崎健	吾	25番	白井二郎
26番	山本留	義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業 管理業者	新遠藤雪夫
代監査委員	阿部昇	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委委員 業会長	立花順一	農委委員 職務代理	畑中重宏
総務政策 部長	花山俊春	財務部長	石野了
民生部長	柳谷孝志	保健福祉 部長	畑中秀樹
経済部長	高橋聖	経済部 理事	二本柳茂
建設部長	吉田正	川内庁舎 内理課	松本大志
大所大管 畑庁舎 畑庁舎 管理課	坂井隆	野所野 舎野理 課	白尾芳春

計者務部部長 員長員局長	鹿	内	徹	行	杉	山	重	行
理策室 委員局長	竹	山	清	信	工	藤	初	男
納査務 査務査務	古	川	俊	子	川	森	浩	史
教育部長	野	藤	賀	範	光	野	義	厚
総政副総務課	氏	家	剛	剛	井	田	敦	子
財政推進	掛	端	正	広	雪	田	一	彦
保福副児課	二	本	柳	茂	金	澤	寿	々
経副水課	佐	藤	節	雄	寺	島		誠
建副都課	木	村	善	弘	阿	部	謙	一
教委事副生課	中	村	智	郎	角	本		力
総政総総務課	松	谷	勇	勇	須	藤	勝	広
会管総政理出 監事監事次								
選挙事務								
理局長								
管員局								
業会長								
農委事務								
公営企 局水部								
業長道長								
務部事調整長								
保福政推								
経副農振								
経副商課								
教委事政推								
教委事副学課								
総政総課シ推								
総政防課								

財務課 部長

吉 田 真

経産課 部長

吉 田 和 久

建設課 部長

黒 澤 幸 太 郎

総務課 部長

小 島 勝

健部社社長人家荘長  
社福の寿 設 務主任  
保福介護老憩福所 建土課 総政総主

千代谷 賀士子

中 村 久

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局 長  
総括主幹  
主任主査

柳 田 諭  
佐 藤 孝 悦  
村 口 一 也

次 長  
主 幹  
主 事

濱 田 賢 一  
小 林 睦 子  
山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、5月12日から15日まで実施した総務教育常任委員会及び産業建設常任委員会の行政視察報告書、また5月19日から22日まで実施しました民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元にお配りしております。

次に、6月4日、市長から、今定例会に議案3件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第3 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第50号 工事請負契約についてから日程第3 議案第52号 財産の取得についてまでの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第50号 工事請負契約についてですが、本案は、市立脇野沢小学校建設工事について、工事請負契約を締結するためのものです。

次に、議案第51号及び議案第52号の財産の取得についてですが、これら2議案は、むつ市消防団むつ消防団第3分団に配備しております消防ポンプ自動車及びむつ市役所本庁舎に配備しております除雪ドーザについて、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものです。

以上をもちまして、追加上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第50号から議案第52号までについては、6月18日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

## ◎日程第4 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより大瀧次男議員、菊池光弘議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、濱田栄子議員、東健而議員、目時睦男議員、半田義秋議員、鎌田ちよ子議員、川下八十美議員、工藤

孝夫議員、中村正志議員、石田勝弘議員、横垣成年議員の順となっております。

本日は、大瀧次男議員、菊池光弘議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

### ◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） まず、大瀧次男議員の登壇を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） おはようございます。一心クラブ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第224回定例会に当たり、14名の質問者のトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

初めに、宮下市長におかれましては、この6月で就任1年目を迎えました。もう何年もやっているような雰囲気がございます。そう思うのは私だけでしょうか。毎日忙しい日々を過ごしているようですので、健康には十分に留意して、むつ下北発展のために全力を尽くしていただきたいと、そのように思います。

さて、ことしは春先から異常な高温が続き、ここ本州最北端の下北でも連休前に桜が散ってしまうという現象がありました。また、全国各地で火山活動が活発になり、震度5を記録する地震が頻発しております。5月29日には、鹿児島県の口永良部島の新岳が噴火、住民137人全員が離島避難を余儀なくされております。30日には、小笠原海域を震源とするマグニチュード8.1の巨大地震が発生、震源の深さが682キロと深かったため津波は発生しなかったものの、都心部では交通機関に支障を来す場面がありました。幸いにもここ下北には災害が発生しなかったものの、最近の天候不順では、いつ何とき自然災害が起こってもおかしくない感じがいたしております。

ことしは、平成の合併以来、節目となる10周年

を迎えます。穏やかに、そして楽しくお祝いをしたいところですが、主に旧町村部の人口減少が著しく、合併の成果がいまだあらわれていないような気がいたしております。

市では、ふるさと創生事業で、人口減少と地域経済の縮小の克服を掲げて総合戦略策定に取り組んでいますが、市政だよりを見れば、5月1日の住民登録人口は6万961人と6万1,000人を欠き、世帯数は2万9,298世帯となっております。1世帯の人数は2.08人と、家庭としての活力を失っております。

仕事に関して言えば、企業誘致や新たに企業を起こすことは大事な取り組みではありますが、地元の主産業である農林漁業の活性化が優先されてもよいのではないのでしょうか。そのためには、後継者の流出をとめるため、農林漁業者の所得を上げるための施策に取り組み、後継予定者に魅力を示して後継者を育てることが最も大事なことはないかと考えております。

観光客など交流人口増加への取り組みは欠かすことができませんが、年間140万人の観光客だけでは下北一円を賄えるわけはございません。観光客など交流人口をふやすには、道路や交通網などのアクセスの確保は欠かすことのできない重要な課題です。一気に実現することは至難のわざであります。必要度、緊急度の高いところから計画的にスピードを持って整備をしていくべきではないでしょうか。

今の時代、スピードが要求され、中途半端なものも見向きもされません。先んずれば人を制するという言葉がございます。後追い三味線ではお茶の出流れ、においも味も失われてしまいます。

私の信念としている決断するときには勇気を持つこと、そしてスピード感を持って実行する理念のもとに、通告順に従って質問をいたしますので、市長並びに理事者におかれましては、前向きのご

答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、コンパクトシティ型のまちづくりについてお尋ねをいたします。前回むつ市議会第223回定例会において、私の質問の中で、むつ市の将来像としてどのような地域づくりを考えているかという質問に対し市長は、市全域の中心部を1カ所にするのではなく、旧4市町村それぞれの拠点を大切にしたまちづくりを進め、各拠点をつなぐ効率的なネットワークやインフラ整備等と一体的に進めるコンパクトシティ型の地域づくりが必要と考えていると答弁をいたしております。

コンパクトシティとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制して、中心市街地の活性化、生活に必要な諸機能が隣接した効率的持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のことです。

日本の都市は、1990年代より中心市街地の空洞化現象が始まり、鉄道網の不十分な地方都市においては自動車中心社会となり、大型ショッピングセンター、全国チェーン店やレストランなどの商業施設に加え、公共施設も広い敷地を求めて郊外に移転する傾向が見られるようになりました。それに伴って住宅地も郊外に広がり、新興住宅街が多く生まれてきております。

2000年代に入り、当市について言えば、高齢化、人口減少が急速に加速し、特に旧町村部では限界集落化が進み、交通弱者、買い物難民となっている層が多く、現状に合ったまちづくりの必要が生じているのではないのでしょうか。

合併した大畑、川内、脇野沢地区には、産業振興に励んできた歴史、伝統、風俗を守ってきた独自のアイデンティティーがあり、これを無視するわけにはいきません。早くからコンパクトシティ政策を公式に取り入れている青森市は、郊外の開発抑制と中心市街地の再開発を組み合わせ、公営住宅の郊外から中心部への移転を進めたり、商業

施設アウガ建設にかかわり、図書館をアウガ内に移転したり、青森駅改築でも市役所との組み合わせを検討したりしていますが、郊外の住民に住んでいる不動産を売却してもらい、売却益で中心部のマンションやアパートなど住居を買って移ってもらう計画は、現住居に買い手がつかなかったり、売却益が少なく中心部の住居が買えないとして計画実現は頓挫している状況にあります。商業施設アウガでも、テナントが埋まらず、アウガの経営も行き詰まっているシャッター街が相変わらず解消されていない現状にあります。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

市長が進めようとしているコンパクトシティの基本的な考え方として、1点目、旧市町村も含めモデル地域を設定して着手するのか。

2点目、コンパクトシティの核となる施設として分庁舎以外に市の機能の一部を移転、張りつける考えがあるのか。

3点目、市街地から離れている集落、住民対策をどのように考えているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

次に、地場産業育成の取り組みについてお伺いをいたします。地場産業振興は古くから言われており、地域にある資源を活用、付加価値をつけ製造業を起こし、雇用の場につなげる地域活性化のもとをつくることにあります。近年第1次産業の農林漁業を対象に6次産業と言われている取り組みは、まさに地場産業の振興そのものであると考えております。

具体的に成果があらわれている代表的なものに大畑の海峡サーモン、川内町の干しナマコ、下北ワイン、塩辛などの水産物、昆布、ワカメ、ホタテ貝柱、焼干などがあります。規模が小さくても数多くの加工販売が行われております。6次産業とは言われませんが、第1次産業からの生産物を流通ルートに乗せ直接販売する試みは、さらに大

規模に展開されております。最近では、県外に出での物産の展示会も多く開催され、乗り込むことに力点が置かれており、典型的な例として、県が取り組んでいる攻めの農業があります。三村知事は、トップセールスとして展示会場で先頭に立ちリングの売り込みを図り、海外にも出て県産品の売り込みに走っております。国内でも料理提供者のホテル、料亭の関係者や市場関係者、仕入れ先など大型店やバイヤーなど関係者を招待しての商談会を開催する例が多くなっております。むつ下北圏域の業者も、こうした商談会に参加した経験があると思います。

下北には、一球入魂かぼちゃ、生乳、牛乳、ホタテ、ヒラメ、マグロ、イカなどのほかに脇野沢のタラ、津軽海峡のウニ、アンコウ、タコなど他の地域にまさる品質のよい収穫物が数多くあり、売り込む材料はたくさんあります。6次産業にこだわらなくても、地場産業を育てる方法も幾らでもあります。今攻めの農業とともに必要なのは、つくり育てる漁業があります。水産業を主産業にしている3.11東日本大震災の被災地三陸沿岸では、つくり育てる漁業に取り組み、ワカメやホヤなどのほか、サケの養殖が盛んで、サケはむつ市の店頭でも養殖サケとして販売されています。ここ下北でも不安定な漁獲量のみならず、つくり育てる漁業の取り組みの必要性は数年前から言われています。漁獲量が低迷している現状から、進めていくべき大きな課題となっております。

いずれにしても、地場産業の振興は人口減少の歯どめの施策の一つとして地域を活性化させるためにも欠くことのできない主要課題であります。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。現在の農林漁業を地場産業としてどのように評価しているのか。

2点目、地場産品の販路拡大のために、売り込み先となる対象者を下北に招き、下北の独自色を

出した商談会を開催する考えはないか。

3点目、地場産業の振興を図るため、考えている基本的な方針があったら示してほしい。

以上、3点についてお伺いをいたします。

次に、国道338号大湊Ⅱ期バイパスについてお伺いをいたします。長年地域住民や道路利用者の悲願となっているのが国道338号のバイパスの完成であります。どういうわけか、スキー場線から釜臥山登山道までの開通後、全く工事が進んでおりません。北の防人事業で水源池公園が市民の憩いの場として田名部地区に住んでいる私たちからも身近になると期待されておりましたが、宇曾利工区の工事が現在ストップの状態です。相変わらず距離感が解消されず、せつかくの北の防人事業の成果の妨げになっているのではないかと危惧をいたしております。また、大湊バイパスⅡ期工事は、川内方面からの利用者にとってはもちろん、川内、脇野沢地区の観光資源を生かし、観光開発を積極的に進めていくためにも一日も早い完成が待たれる道路であります。加えてコンパクトシティの実現のためにも欠くことのできない必要性を持つ道路であると考えます。この道路は、県が進めている事業であります。ここ数年工事が進んでおりません。

そこで、1点目、大湊Ⅱ期バイパスの進捗率はどうなっているのか。

2点目、工が進まない理由は何か。

3点目、用地交渉など県に協力する場面があれば積極的に協力し、一日も早い開通を目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、当地域を震源地として4月23日に発生した地震についてお尋ねをいたします。4月23日午後10時過ぎに起きた震度4の地震は、田名部の中心市街地に住む人々は驚かされたと思います。ドカン、大きな音とともに、下から上に大きな震動があり、横揺れもなく、あっという間におさま



ますが、報道では震度4、震源地はむつ市金谷、通常の地震では、必ず震源の深さが10キロとか40キロと出るのに、極めて浅いとだけで終わっております。いわゆる直下型の典型的なものであったらと思いますが、これまでこのタイプの地震は、多くのお年寄りの方から聞いても経験がないとのことであります。

4年前の3.11大震災の余震と言われている地震は、東北や関東北部で頻繁に起きていますが、その影響は火山活動を活発にし、木曾の御嶽山、蔵王、福島の新藤吾妻に続き箱根の大涌谷の火山性地震やガスの噴出にあらわれていると言われております。このたびの地震では、震源について、柳町に住んでいる人は柳町ではないか、小川町に住んでいる人は小川町ではないか、松山町に住んでいる人は松山町ではないかと思ったほど、足元の揺れが激しいものでした。市民の皆さんが心配するのは、3.11の影響でないとするれば、むつ市の地下構造に起因するのか、地震につながる断層があるのか、これからも直下型の地震が発生し得るのかであります。

そこでお伺いをいたします。

1点目、4月23日にむつ市で起きた直下型の地震のメカニズムはどうだったのか。

2点目、市内の断層の存在を把握しているのか。

3点目、今後も起こり得るとすれば、住民として留意しておくべき点は何か。

以上、3点についてお伺いをいたします。

これで壇上からの質問といたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向き、簡潔明瞭なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

質問事項の1点目、コンパクトシティのまちづ

くりにつきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

当市では、このコンパクトシティ構想は、今後の人口減少社会におけるまちづくり政策の軸として進めていくものであると考えております。このコンパクトシティ構想を進めるうえで重要なことは、住環境の保全、都市公園、都市計画道路に重点を置いてきた今までのむつ市都市計画を一つのツールとして積極的に活用していくことだと考えております。

コンパクトシティ構想では、むつ都市計画区域における用途地域が指定されていない地域、いわゆる白地地域において、これ以上市街地が拡大しないよう住環境の保全とあわせながら、外延化を助長する大型店舗等の立地制限が可能になる特定用途制限地域を指定すること、また立地適正化計画によって市街地における人口密度を維持していくための都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定をすること、さらには都市計画区域のない川内、脇野沢地区において準都市計画区域を指定することによって安全安心なまちにするということを考えており、まずは既存の施策である都市計画を積極的に活用していくことによって、人口減少社会においても市民の皆様が安全安心で暮らし、にぎわいが保てるよう、今あるまちを大事にしていくということがコンパクトシティ構想を実現するうえで基礎となるものであると考えております。

このように都市計画制度の活用によってコンパクトシティの地盤をつくったうえで、同時に生きたコンパクトシティとするためには各種の助成施策が必要とも考えております。この助成施策につきましては、市街地における住みやすさ、にぎわいを持ったまちの拠点をつくっていく必要があり、現在このための取り組みとして進めているのが田名部まちなか再生事業であります。

この田名部まちなか再生事業は、民間への支援

と連携によって進めており、市では4月には民間都市開発事業との連携に重点を置いた田名部まちなか地区都市再生整備計画を定め公表したところでもあります。このたびまちづくりを連携し進めていく民間事業者である田名部まちづくり株式会社に資本金出資をすることで事業展開を支援し、さらに都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人として同株式会社を指定することによって田名部まちづくり株式会社自身が国の補助事業を活用できるような環境を整え、円滑な事業推進を考えているところであります。

この田名部まちなか再生事業は、民間主導によって進められるものであって、そのコンセプトとしては、歩いて暮らせるまちづくりであり、言うなればコンパクトシティ構想における先導的なモデルケースであると考えております。

さらに、民間の都市開発のみならず、公的な施設整備もこれと連動させる必要があり、この点当市のファシリティマネジメントをしっかりと進めるということであります。これにより、公共施設立地の適正化や持続可能な財政運営を図り、市民の皆様が暮らしやすいまちとしていくことが重要であると考えております。

コンパクトシティ推進の観点からすれば、まちなかに市の行政組織の一部を配置することは市民の皆様との相談窓口や仕事場の創出となり、昼間人口の増加による交流人口の拡大につながるものであるため、中心市街地の活性化における都市拠点の機能強化として有効な手段であると考えているところであります。まずはファシリティマネジメントによって新たな公共施設のあり方について検討する必要があるため、現在は分庁舎以外の施設に組織の一部を配置することについては考えていないところであります。

また、コンパクトシティ構想では、人口減少社会においてもそれぞれの拠点が交通ネットワーク

でつながることによりお互いの商業、福祉、病院等の施設が利用されていくことによって、それら施設がしっかりと持続していくことが重要となりますので、市街地から離れた集落がそのアイデンティティーを保ちつつも、まちの拠点とつながるよう交通ネットワークの形成については、これからも研究してまいりたいと考えております。

むつ市としては、すばらしい構想をつくることが目的ではなく、すばらしいまちにしていけることが目的であるため、人口減少社会においても市民の皆様にとって安全安心でにぎわいのあるまちとしてあり続けるよう、コンパクトシティ構想につきまして着実に鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地場産業育成の取り組みについてのご質問の1点目、現在の農林漁業を地場産業としてどのように評価しているか、3点目、地場産業の振興を図るため考えている基本方針については、関連性がありますことから、一括してお答えいたします。

まず、農業についてであります。当市の農業は古くから水稻を中心に、広大な農地と夏季冷涼な気象条件等を活用した酪農、肉用牛等の畜産及び大根、長いも等の露地野菜やトマト等の施設野菜生産など、地場産業として地域経済の活性化の一翼を担ってきたものと認識しております。しかしながら、農業を取り巻く状況は、農業所得の減少や少子高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加といった厳しい状況に直面しているところであります。

このような中、市では生産の安定や担い手の育成を図るため、農道や水路などの生産基盤の整備に努めているほか、市内で新たに農業を始める青年就農者に対して青年就農給付金を給付しているところであります。また、農業所得の向上に資するため、収益性の高い作物として一球入魂かぼち

や夏秋イチゴ、アピオス、ワイン用ブドウなどの産地づくりに努めているところであります。市では、今後収益性が高く、担い手の育成につながる農業を目指し、研究してまいりたいと考えております。

一方、林業については、昭和30年代以降に植林した杉が伐期を迎え、国有林及び民有林における森林の蓄積量が増加しているものの、安価な外国産材の輸入増加により国産材の需要が低下している状況が続いておりましたが、近年円安により外国産材が高騰傾向にあることから国産材の需要がふえ、当市でも杉丸太等の出荷量が増加傾向にあるほか、現在市内において大手製紙企業がバイオマス発電機の燃料に使用するチップ生産工場の進出を決めるなど木材の需要が高まっており、今後事業量や雇用の増加など林業の活性化が期待されているところであります。

次に、水産業についてであります。当市は三方を豊かな海に囲まれ、古くからその海を生かした漁業と関連する産業が地域経済を支え、現在も当市の基幹産業として重要な位置を占めているものと認識しております。

当市の平成26年の漁獲量は1万1,000トン、漁獲金額は38億円となっており、関連する水産加工業では、平成25年の生産量は4,000トン、金額では約36億円となっております。しかしながら、漁業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や後継者不足、魚価の低迷、燃料価格の高どまりなど非常に厳しい状況であります。さらには、高水温によるホタテガイの大量へい死や地球温暖化に伴う漁場の変化などの自然影響を受けやすい不安定な面も持っております。

このような中、地場産業としての漁業の振興を図るため、市では漁協及び漁業者の経営に資する事業として利子補給事業や漁業共済掛金補助事業を行っているほか、つくり育てる漁業や資源管理

型漁業を推進するため、漁協が実施するマダラ、ナマコ、アワビ、サクラマスなどの各種種苗生産、放流事業、ホタテ貝殻を利用したナマコ増殖場造成事業等に補助金を交付するなど漁業振興策に取り組んでおります。

これらに加え、平成24年度から大畑前沖で行っておりますホヤの養殖試験事業についても下北地域県民局むつ水産事務所を初めとする関係機関と連携しながら取り組んでおります。

そのほか関根漁港を初めとする市管理漁港の整備事業の実施や県管理漁港整備事業への負担金の支出により漁業生産基盤を整え、漁業活動の効率化を図っております。

漁業振興に資するこれらの施策を継続していくことにより、所得の向上や漁家経営の安定につながり、将来的に漁業後継者の就業につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、1次産業をなりわいとして努力している生産者の所得を向上するため、安定生産に資する施策に加え、農林水産物の高付加価値化やブランド化、さらには6次産業化の手段としてのファンด์拡大などの支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、地場産品の販路拡大のために売り込み先となる対象を招き、下北の独自色を出した商談会を開催する考えはないかについてお答えいたします。

これまで市は、地場産品の売り込みを図るため、海峽サーモン、アピオス、一球入魂かぼちゃなどを著名なシェフに調理していただき、飲食関係者による試食や、市内生産者と飲食関係者との意見交換を行う「むつ市のうまいは日本一！」マッチング交流会や、ダイエー新浦安店で開催した青森県フェアにおいて、ダイエー関係者に対して青森県知事とともに私自身がトップセールスを行うな

ど、首都圏における市産品商談会を実施してきたほか、大阪の有名料理店のオーナーシェフとバイヤーを招聘し、地元生産者の方々に一流シェフにより調理された産品を食べていただくことで、むつ下北地域の食材の魅力を再発見していただくとともに、今後の商談、販路拡大の足がかりとすることを目的とした事業「下北食材てんこ盛りランチ」を市内で開催してまいりました。

また、青森県主催の「青森の正直」商談会や、みちのく銀行主催の津軽海峡食景色青森・函館商談会など、県内のみならず首都圏で開催される商談会の情報収集に努め、事業者への情報提供を行っているところであり、事業者の方々は各種商談会に積極的に参加し、商品のPR及び販路拡大に取り組んでいるところであります。

今年度は、地方創生先行型交付金を活用し、小規模でも安定した取引につなげるため、一流ホテルや有名飲食店への販路拡大を目指し、これまで実施していなかった関西圏において市産品試食フェアを開催し、さらなる販路拡大に向け取り組むこととしております。

当市の地場産品は、その生産量から大手量販店との大規模な取引には向かない産品もあることから、量販店への販路構築より地場産品の高付加価値化を図ることが市の戦略として有効であり、現在の取り組みは地域の実情に即したよりふさわしいものであると考えております。

市といたしましては、まずは自慢のむつ市のうまいを知っていただくため積極的なPR事業の展開に努めてきたところであり、今後におきましても、私自身のトップセールスも含め、市と生産者が一体となって、引き続き食の魅力の発信に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道338号大湊Ⅱ期バイパスについてのご質問の1点目、進捗率はどうなっているのかに

ついてお答えいたします。青森県が事業主体として整備を進めております国道338号大湊Ⅱ期バイパスは、全体延長3,670メートルのうち、大湊補給所付近から市道釜臥線までの延長1,080メートルを1工区、市道スキー場線から大湊浜町までの延長2,590メートルを2工区として平成20年度から事業に着手していると伺っております。平成26年度末の進捗率は、事業費ベースで約30%、用地取得進捗率は1工区で8%、2工区では32%となっており、現在のところ完成の時期については明確にお示しすることができない状況であると伺っております。

ご質問の2点目、工事が進まない理由は何かについてお答えいたします。この件につきましては、予算措置の拡大が図られないことが大きな要因ではないかと思っております。

ご質問の3点目、用地交渉などで県に協力する場面があれば協力し、一日も早い開通を目指すべきと考えるがいかがかについてお答えいたします。

まず、用地取得は事業実施の一環でございますので、県が全面的にその責任を担っていると認識しております。一方で、道路整備等の公共事業を早期に完成させるためには、迅速な用地の確保が最も重要であると認識しております。議員ご質問の国道338号大湊Ⅱ期バイパスに限らず当市管内で青森県が進めております市民生活空間や産業基盤整備など、各種事業に係る用地取得の一層の円滑化を図るため、平成25年12月に下北地域県民局地域整備部とむつ市による公共事業用地連絡協議会を設置し、青森県と連携しながら用地取得に努めているところであります。今後も県には一日も早い全線開通に向け努力していただきたいと考えておりますし、市といたしましても協力できる範囲で協力していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、当地域を震源地として4月23日に発生した地震につきましては、担当部長からの答弁いたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 当地域を震源地として4月23日に発生いたしました地震についてのご質問の1点目、4月23日に起きた直下型地震のメカニズムはどうだったのかについてお答えいたします。

去る4月23日に発生した地震は、むつ市を震源とし、金谷で震度4を観測したほか、金曲で震度3、大畑町で震度2、川内町で震度1を観測しております。発生当日の地震速報では、松山付近が震源と推定される位置情報が発表されましたが、発生の翌日には青森地方気象台から詳細な震源情報が発表となり、緯度経度から割り出した震源は、宮後地区から南側に約500メートル、むつ中学校から北側に約1,200メートルの山中と推定される位置であり、震源の深さは7キロメートルとごく浅い場所で発生し、マグニチュードは3.8と推定されております。

この地震では、揺れを体感した範囲は非常に狭く、最大震度を観測したむつ市金谷とその付近の直下で発生した内陸直下型地震であったものと考えられます。

青森地方気象台によりますと、現段階ではマグニチュード3.8と規模が小さいことから多くのデータが集まらないため、正断層地震か、逆断層地震か等の詳細な解析が難しいとのことですが、今回の内陸直下型地震のメカニズムとして、海側の太平洋プレートが東日本がのっている北米プレートの下に沈み込むときに陸側のプレートが引きずり込まれることにより陸側のプレート内部に力が加わって発生したものと考えられるとのことあります。

次に、2点目の市内の断層の存在を把握してい

るのかについてであります。青森県の主要な活断層としては、青森湾西岸断層帯、津軽山地西縁断層帯、折爪断層、平館断層が確認されておりますものの、これらの断層の範囲はむつ市には及んでおりません。

むつ市周辺に注目いたしますと、東通村東方の海岸線に沿うように大陸棚外縁断層がありますが、この断層の活動性は科学的に見解が分かれており、さらにむつ市に近い東通村の砂子又と蒲野沢を南北に通る下北断層が確認されておりますが、この断層は活動性はないとされております。

脇野沢方面では、津軽半島西岸沿いにある平館断層、その東方の海底で平成24年に発見された平館海峡撓曲が確認されており、ある程度の活動性を考慮する必要があるとされています。

過去下北半島では、断層が確認されていない内陸部でも直下型地震と思われる多くの地震が発生しておりますが、むつ市中心部に近い場所での発生はまれなものであります。現段階では、むつ市内には明確に地震につながる断層と判定されている箇所はありませんが、直下型地震はどこで起こるのかの予測が困難であり、本市といたしましては、今後も直下型を含めた地震への安全対策を怠ることなく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の今後も起こり得るとすれば、市民として留意しておくべき点は何かについてですが、内陸型の直下型地震のように、突然襲いかかってくる揺れに対し重要なことは、住民自らが自身で身を守るすべを身につけることあります。東日本大震災を契機に、主要な避難所に毛布を初め食料や飲料水等の物資を備蓄しておりますが、各自においてもふだんから食料や飲料水等を入れた非常用持ち出し袋を備えておくことが必要と考えております。

いずれにいたしましても、市民一人一人が防災

意識を持つことが重要と考えており、市民に対してあらゆる媒体を通じて各種災害時の対応や日ごろからの備え等について周知していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 丁寧で簡潔、前向きなご答弁ありがとうございます。

初めに、コンパクトシティについて再質問をさせていただきます。モデル地域を設定してかかるのかという質問の中で、今田名部まちなか再生協議会、そして田名部まちづくり株式会社と連携しながら、それをある程度のモデル地域としていくのだという答弁がありましたけれども、田名部駅前ということだと思っておりますが、あそこは病院もあります。買い物も便利、公共交通機関の停留所もJR、下北交通とあるということで非常に便利、拠点としてはすごくいい場所だと思います。その全て生活用品がそろっているのですが、そろっていないのが1つ、行政のそういう窓口がないということでございます。市長は先ほど分庁舎以外には考えていないということでしたけれども、やはり行政の、特に田名部地区の場合は、中央町に市役所が移ってから非常に市役所が遠いというイメージがございまして。今までは印鑑証明とか住民票とかの窓口もありましたが、そういう窓口ではなく、地域の活性化のためにも私は、例えばです、経済部全部を、もうそこへ移すと。そうすると、30人、40人の職員が毎日あそこで昼ご飯を食べたり、そしてまた帰りに買い物をしたりと、またそのほかに来庁者も多くあります。そのことにより、やはりまちが、地域が活性化され、そして職員も市民の生の声を聞けるという一石二鳥の効果が私はあると考えておりますので、どうか市長にはもう少しそれを考えていただきたいなと。

これは、熊本県の天草市でちょっと私見たのですが、やはり中心商店街の活性化のために、隣接

するところに観光振興課、まちづくり支援課を全部丸ごと移したと。非常に活性化の一翼を担っているというような記事がありますので、市長、できればそういう検討をしながら考えていただければと思います。

そして、次に今のむつ市の都市計画の中でコンパクトシティの構想を進めていくのだという答弁がありましたけれども、むつ市の都市計画は、第1種低層住居専用地域から工業専用地域まで11地域と無指定地域があるわけですが、この無指定地域は大型店舗、工場、住宅、全てこの場所に建てるに現在はいいわけですが、ではコンパクトシティになった場合、この無指定地域の扱いはどうなるのか。そして、大型店舗を建築する場合は、今現在は商業地域、近隣商業地域になるわけですが、この範囲はこのままでいいのか、それとも広げるのか、用途地域の全面的な見直しをするのかどうか、それをちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、ご質問の1点目ですが、この今無指定の地域、いわゆる白地地域についてのコンパクトシティの中での取り扱いということだと思います。これは、先ほどちょっと答弁の中でも申し上げましたけれども、今は特に立地に対して制限はないのですが、これからは特定用途制限地域ということで新たな都市計画の仕組みを使って大型店舗等の立地制限をしていくということで考えております。

それから、また今現在の用途をどのように見直していくのかということについてでありますけれども、これは今の都市計画区域内は立地適正化計画ということでこれまた定め直します。その中では、当然に用途地域においても商業地域の割合等、また一から議論してやっていくということになっ

ていくのだというふうに理解をしています。

なお、ちょっと紹介をさせていただきますと、この立地適正化計画の策定プロセスにつきましては、国土交通省のほうからもこのむつ市の事例が先行事例として高い評価を得ておりまして、東北初のコンパクトシティ構想として全国のモデル事業となるよう取り組んでいるところであります。

こういったことから、4月17日には東北大学で開催された都市計画学会のシンポジウムにも招かれて私自身がプレゼンテーションをさせていただきました。学会長からも、構想についてはお褒めの言葉をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 非常に明確な答弁ありがとうございます。

あとコンパクトシティ構想を作成する中で、私は今むつ下北は一つだというふうな考えを持っております。やはりむつ市は下北の中心だということがあります。その中で定住自立圏構想がありますけれども、先般市長は、定住自立圏構想の中心市の要件をむつ市は満たしているというような発表をしておりますけれども、青森県では既に八戸市、弘前市、十和田市、三沢市が中心市宣言をしております。市長としては、これいつごろ公表、中心市宣言を発表するのか、もし市長の考えがあったらお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 中心市宣言につきましては、本年2月、下北圏域の5市町村長が一堂に会した際にむつ市が9月までに行うとし、定住自立圏の形成に向け連携していくとの了解を得たところであります。これに向けまして、担当者レベルでの事務協議を始めたところでありまして、今後市町村長会議を開催するなど、近隣町村の意

向にも配慮しながら進めてまいりますことから、まだ時期を明確にお示しできる段階にはないところでありますが、あくまでもむつ市としての希望ということで申し上げますと、7月上旬に市町村長会議を開催した後、議会へのご説明を行いたいと考えております。

その後、7月中旬にはむつ市が中心市宣言を行い、次に定住自立圏形成協定を締結するため、各市町村の9月議会にてご審議いただいて、協定が締結されましたら具体的な取り決めとしてのビジョンについて、11月末ころをめどに策定したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 7月ごろいろいろという話がありましたけれども、先ほども言いましたが、先ずれば人を制するという言葉がございます。やっぱり認定されることにより、いろいろな交付金もございますので、できるだけ早くまとめて認定していただければと、このように希望しております。要望します。

次に、むつ市の地場産品について再質問をさせていただきますけれども、先ほど市長の「むつ市のうまいは日本一!」、いろいろ農業、漁業あるという話がございました。日本全国、漁業も農業も林業もございます。しかし、むつ市でなければならぬもの、例えば青森県というですぐリンゴ、大間町はマグロ、田子町といえばニンニクと。やはりこのむつ市でなければだめだというものがないければ、あれもこれもあるではなく、例えば私たち5月に行政視察に四国に行きました。「やあ、どこから来ました」、「下北半島」。わかりません。恐山もわかりませんでした。そして、その中で「大間のマグロは知っていますか」と、ほとんどの人が知っています。だから、やはりその地域を、何かというものを一つブランドというのでしょうか、これだというもの、大間のマグロに匹敵する

ようなむつ市の製品のブランドを一つつくっていただきたい。これは市長にひとつお願いしたいと、こう思っております。

例えば大間でもそうなのですが、この大間のマグロがどういうところでとれているのだろうと、すばらしい商品を育てつくることにより、その土地の気候、文化、歴史を調べる人もいます。そしてまた、そこへ行ってみたいなど、こういう商品をつくる所に行ってみみたいなど、このように思う人がおります。もうそうなる、その商品自体よりも、例えばむつ市自体が商品になります。むつ市へ行ってみみたい、こういういいものをつくる所に行ってみみたいということ自体が、もうその地域、下北むつが商品になりますので、そういう地場産品の地域ブランドを確立していただきたい。市長、どうでしょう、簡単でもいいのです。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） むつ市といえば何かというような意味でのブランド化ということだと思います。伝統的には、やはりホタテですとかナマコですとか、それからタラですとか、そういうのがありますし、最近というか、近年伸びてきているのが海峽サーモン、アピオス、一球入魂かぼちゃだということだと思っています。私は、今大瀧議員からご指摘があったブランド化ということ言えば、まず大切なことはその事業者、従事者がどう考えているか、それをどうやってPRしていききたいかということだと思っています。その中で我々として応援できるものは何かということやっていく問題だと思いますので、売り主というか、従事者、それからその売り方の問題、そしてPRの問題、これを一体となって推し進めていきたいです。その中で光るものが出れば、それが結果的にブランド化につながるものだというふうに私自身は理解をしております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） そのとおりだと思います。でもやはり何かやっぱり光るもの、それを見つけて、早くむつ市のブランド化ということに進めていければと思いますけれども。

次に、地震について再質問させていただきます。避難をしなければならないような大地震が起こった場合、指定されている避難場所があるわけですが、その施設が鍵がかかっているというふうな、施錠されているというような場合、雨が降っているというようなその管理体制がどうなっているのか。

もう一つ、救助物資があると思うのですが、それは本庁舎と各分庁舎に保管されていると聞いております。例えば道路輸送が寸断された場合に、その輸送状況、運び込みの体制などがどのように整っているのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 避難場所の開設の仕方と、そういうふうなことだと思います。町内会館とかそういうところが避難場所になっておりますけれども、そういうところに関しましては、町内会長さんのほうに鍵を預けておまして、初動的に避難場所を開設する場合はあけていただく体制を整えてございます。

それから、支援物資の輸送と搬入経路とか、そういうふうなものはどういうふうな体制になっているのかということでございますけれども、このむつ市においては、基本的な考え方として陸路での輸送ということを考えております。下北半島の地形の特性から、国道が寸断された場合の海路輸送を想定した漁港とか港湾並びにヘリコプター等を活用したことも考えてございますけれども、その他予備的にヘリコプターの離着陸場を指定し、被災者の避難とか医療、救出、救援物資、食料供給等、あらゆる輸送に係る手段を確保できる体制



としております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 避難施設の施錠の関係ですけれども、その町内会長に預けたりしているのでしょうかけれども、しっかりとそういう体制を整えてほしいと思います。

最後に、最近こういう異常気象が続いておりますので、そういう大災害が起こったときには、東日本大震災を教訓にして、全てが想定外ということのないようにしっかりとした救助体制を整えていただきたいと思います。

これをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第224回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長初め理事者の皆様の誠意ある答弁をお願いいたします。

今回の一般質問は、1、高齢者対策について、2、空き家対策について、以上2点についてお伺いいたします。

質問の第1は、高齢者対策についてです。近年高齢化社会における高齢者人口の増加は著しく、また本市においては市町村合併が行われたこともあり、平成26年4月1日現在の65歳以上の人口は1万6,758人に達し、市の総人口の27.1%を占めております。こうした中でひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者もふえ続け大きな課題となっております。

こうした中、国の高齢化に伴い、平成12年4月に創設された介護保険制度は、介護を社会全体で支え合い、利用者の希望を尊重し、総合的なサービスを安心して受けられる仕組みとして市民の方々に広く浸透してきました。本市においても介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者が元気で健やかな老後を暮らせるよう、また可能な限り住みなれた地域社会で自立し、安全で快適な生活を営めるようさまざまな福祉サービスとともに介護保険の円滑な運営に努めております。そして、こうした市の福祉行政を支えているのが民生委員・児童委員の活動であります。

民生委員・児童委員の定数は、国の基準により県が定めております。現在本市では65歳以上の方々1万6,758人に対し148人の民生委員が委嘱されており、平均して1人の民生委員が113人を担当する計算になります。これは、民生委員の負担が多過ぎ、きめ細やかな支援を行うには無理があるのではないのでしょうか。今民生委員のなり手がなく欠員している地区、また町内会長が兼任しているところもあると伺っております。本市において今現在の欠員地区、町内会長が兼任しているところは何件あるのか、現状をお伺いします。

先日5月19日から22日にかけて、民生福祉常任委員会で広島県三原市での行政視察に参加し、民生委員・児童委員制度の先進的取り組みを視察してまいりました。三原市は、平成17年3月に1市3町が合併して誕生した人口10万人、広島県の中央

東部に位置する市であります。市の中央部を東西に山陽自動車道が貫通し、JR山陽本線のほか、広島空港や瀬戸内海旅客船航路を有するなど、陸、海、空の主要交通網の要衝として発展する備後都市圏の一つでもあります。

三原市では、民生委員協力員制度を平成27年12月1日に開始いたします。民生委員協力員制度は、高齢者等の増加により民生委員・児童委員の負担が増加している、また民生委員・児童委員のなり手不足、後継者を育成するシステムが必要なこと、そして民生委員・児童委員の活動の一層充実を考えると、協力体制の構築が必要と考えた結果、民生委員協力員制度を開始することとあります。まさしく当市におきましても、民生委員・児童委員1人の負担が大きい、そして高齢化が進む中で担い手不足、民生委員・児童委員の活動の一層の充実を考えれば、民生委員協力員制度の導入を検討すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

次に、介護支援ボランティア事業についてお伺いします。さきの行政視察で愛媛県今治市における介護支援ボランティア事業を視察しました。平成17年1月に12市町村の合併により誕生した今治市は、人口16万5,286人、7万5,359世帯で、今治タオルで知られる愛媛県第2の都市であります。

今治市の高齢者対策の一環であります介護支援ボランティア事業は、高齢者の介護支援ボランティア活動に対して評価ポイントを付与し、そのポイントを換算して交付金を交付する制度であります。高齢者が介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励、支援することにより、高齢者自身が社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的に平成24年10月に開始した事業であります。平成24年度は、受け入れ機関数は86事業所で、ボランティア登録者数は112人、評価ポイント交換申請者数は43人、ポイ

ント転換交付金額は3万7,000円、平成26年度では受け入れ機関数は89事業所で、ボランティア登録者数は218人、評価ポイント交換者数は112人、ポイント転換交付金額は19万1,800円と年々着実に増加してきています。

むつ市議会第213回定例会で私は、介護支援ボランティア事業について触れ、その際も同事業を提案させていただきました。今回は、民生福祉常任委員会メンバー7人の委員による視察を踏まえ、再度提案させていただくものです。事業の必要性、事業予算の確保等、当市における分析のうえ、国の交付金、地域支援事業を活用し、国・県と連携をとりながら導入に向け検討すべきと考えます。当市でも介護支援ボランティア事業を導入すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の2、空き家対策についてお伺いします。人口減少と少子高齢化の急速な進行により、今や全国820万棟もの空き家があると推計されております。この空き家対策を進めるため、本年5月26日に防災、防犯、景観などの観点から空き家管理に市町村が取り組む具体策を定めた空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。法律の施行により、市町村は固定資産税の納税情報をもとに空き家の所有者を掌握できるようになりました。

1、倒壊などの危険のおそれがある状態、2、著しく衛生上有害なおそれのある状態、3、景観を著しく損なっている状態、4、周辺的生活環境に悪影響を与えている状態、このいずれかに該当する空き家を特定空家と認定し、立入調査や所有者に対する修繕、撤去、勧告、命令が可能になりました。所有者が勧告に従わなければ固定資産税の優遇措置を打ち切れることもできるし、命令に従わない場合は強制解体も行えるとのこととあります。小学校、中学校の通学路沿いにある空き家、

倒壊の危険に対する市民からの相談が数年前から私にも寄せられております。

そこで、3点お伺いします。

まず、現在当市には空き家が何棟あり、そのうち特定空き家は何棟あるのかお伺いします。

2点目として、空き家等対策の推進に関する特別措置法施行を受け、特定空き家に対し、具体的にどのような対策を講じていくのかお伺いします。

3点目として、空き家等対策の推進に関する特別措置法に盛り込まれている空き家の有効活用を図るべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 菊池議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢者対策についてのご質問の1点目、民生委員・児童委員の現状につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、民生委員協力員制度についてであります。昨今の民生委員・児童委員の活動量の増大等により今後も行政や地域住民の皆様が期待する役割を果たしていくためには、民生委員の皆様の負担軽減と新たな地域福祉の担い手を確保することが必須であると考えております。このため、民生委員協力員制度の導入については、菊池議員から伺った広島県三原市がことしの12月から実施となっておりますので、既に実施している自治体からも状況を調査するとともに、民生委員の皆様からもご意見を伺いながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目、介護支援ボランティア事業についてお答えいたします。菊池議員ご提案の高齢者が行う介護支援ボランティア活動にポイントを付

与し換金するという介護支援ボランティア事業につきましては、むつ市議会第213回定例会において同様のご質問をいただきお答えしておりますが、当市では現在この事業は実施していない状況であります。しかしながら、市では従来より元気な高齢者の生きがい対策として「元気☆はつらつ運動教室」や介護予防講演会などの事業を実施しておりますし、市が開催した生活介護支援サポーター養成事業において、研修に参加した方々がボランティア登録し、自主的に高齢者の傾聴ボランティアなどの生活支援活動を続けております。

また、本年度は新たにボランティア団体への委託事業として、家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいサポートを目的に、簡単な健康運動やお茶飲み等高齢者の方々が歩いて行ける身近な地域で地域サロンを始めさせていただいているところがあります。さらに、介護状態になる前という介護予防運動を普及させるボランティア団体への委託事業も毎月開催しております。

市といたしましては、介護支援ボランティア事業につきましても先進自治体の取り組みを調査し、研究してまいりたいと考えておりますが、まずは地域への定着を目指すボランティア団体への支援を強化するとともに、介護予防に重点を置いた各種施策を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、空き家対策についてのご質問についてお答えいたします。市がこれまで町内会や市民の皆様からの情報提供により把握している空き家は、6月1日現在605棟であり、そのうち倒壊の危険があると思われる空き家は102棟となっております。町内会からの情報提供が市内161町内会のうち56町内会にとどまっていることから、今後は各町内会に対して再調査を依頼するとともに、危険度についても速やかに調査をしていきたいと考えております。

これまでの市の空き家対策は、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、危険度の高い空き家の所有者等に対して文書による助言、指導、勧告、あるいは命令を行い、それでも対策を講じない所有者等につきましては、住所、氏名等を公表するにとどまっていた。しかし、今般特別措置法が全面施行されたことにより、命令に従わない場合は50万円以下の過料が科せられるほか、行政代執行が可能となっております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外され、特定空家等に係る土地の固定資産税及び都市計画税が増額になりますことから、課税面でも所有者等に負担が課せられることとなります。

さらには、空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する国からの補助や特別地方交付税の拡充もされることとされており、これまで以上に空き家対策を推し進めることができる内容となっておりますことから、今後特定空家等を特定し、財源との調整を図りながら、特別措置法の規定に沿って対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 菊池光弘議員の高齢者対策についてのご質問の1点目、民生委員・児童委員の現状についてお答えいたします。

民生委員・児童委員は、民生委員法によって設置が定められ、また児童福祉法によって同時に児童委員を兼ねることとされている無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するボランティアとしてむつ市民生委員・児童委員の皆様には地域福祉の向上に多大なるご尽力をいただいているところであります。

民生委員の当市の定数は、民生委員148名、主

任児童委員11名、合計で159名であります。地区別では、むつ地区105名、川内地区20名、大畑地区26名、脇野沢地区8名で、担当世帯は平均で198世帯となっております。現在欠員が4名となっているものの、この欠員につきましては、既に候補者を県へ推薦しているところであり、間もなく厚生労働大臣から委嘱され、定数どおりの活動体制が整うものと考えております。

民生委員の選任につきましては、町内会から推薦をしていただき、市は県へ推薦し、県は地方社会福祉審議会に意見を聞いた後、厚生労働大臣に推薦して、厚生労働大臣が委嘱することとなります。

民生委員の任期は3年で、年齢は地域の事情により、民生委員の定年を超える76歳以上の方もおりますが、平均年齢は65.9歳となっており、60歳未満の方は男性5名、女性が21名で、町内会長と兼任されている方は159名中12名という状況にあります。

活動費につきましては、当市は1人当たり年間約8万1,800円を支給しており、全国平均が7万8,000円程度で、県内の他市に比べましても最も高い金額で活動していただいているところであります。

民生委員の方々の活動は多岐にわたり、年間1人平均128日程度の地域活動などをしていただいていることから、仕事を抱えている方にとっては難しいこともありますし、また地域住民の人望の厚い方ということを考えますと、やはりある程度の年齢で経験豊富な方とならざるを得ないものと思うところであります。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池池光弘） 答弁ありがとうございます。

民生委員・児童委員の現状について、ちょっと再質問したいのですが、欠員が今4名で、町内会長が兼任している12地区あるということ

で、全部で16ですね、欠員というか。それで、町内会長が兼任しているところは、これからどういうふうな対策を打っていきたいと思っているのか聞きたいです。

○議長（山本留義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（掛端正広） ご質問にお答えいたします。

民生委員を町内会に依頼する場合には、特に取り決めはしておりませんので、市においては町内会長であっても民生委員としては適任と考えております。

以上であります。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） わかりました。でも、それでも町内会長の、今度は町内で会長をやっている、やはり町内会長の職務を全うするにも、また自分の計算では1人で113人も65歳以上の方を面倒見ていかなければならない民生委員ですよね。そういう中で町内会長に負担させることは、それでいいと思っているのかもしれないですけども、ちょっと負担が多過ぎると考えますけれども、その点はどう考えているのかお願いします。

○議長（山本留義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（掛端正広） お答えいたします。

菊池議員、先ほど65歳以上の人数について、1万6,758人と言いましたけれども、これは実際の人口でありまして、65歳以上のひとり暮らし高齢者になりますと、2,106名になっております。ただし、高齢者だけに限らず障害者世帯ということもありますし、母子世帯の訪問等もあるということになります。単純に65歳以上のひとり暮らし高齢者でいきますと2,106名で、それを1人当たり直しますと14.2名ということになります。確かに件数的なことだけでは判断できないと思えますけれども、全体の65歳以上の世帯を訪問するわ

けではないということを説明させていただきます。

以上です。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 65歳以上の方1万6,758人、あれは福祉の資料を見ての人数だったのですよね。ちょっと間違っていたら済みませんでした。

次に移りますけれども、介護支援ボランティアについてなのですけども、今回私2回目の質問なのです、介護支援ボランティア。これは、お金がかかる部分とかそういうようなものがあるし、また今市でもいろいろ取り組んでいるサロンとか団体で活動している部分はわかります。ただ、活動していてポイントをつけて、それにちょっと換金できるようなものがあれば、また楽しく介護ボランティアできるのではないかと考えますけれども、その点はいかがなものでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 菊池議員のご質問にお答えいたします。

確かにポイントがつけば興味を示して活動していただける方がふえるという、そういうご指摘はあろうかと存じますが、しかしながら介護支援ボランティアの中身、活動内容というところですけども、どういったところまでをやっていたいいのか、そういったところをきちんと整理いたさないといけないということ。

もう一つ、いわゆる仕組みづくりですか、この制度を運用していくためには、事業所あるいは在宅の事業所もありますけれども、そういったところとどういった形で調整していくのかということも必要でありますので、先ほど申し上げましたとおり、今後研究をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 私たちが行政視察に行ってきた

ました今治市では、施設入居者の中には介護度が重度の方もいるし、またお互いに負担とならないよう配慮したり、資格を必要としない作業を中心に活動しているという例がありました。当市ではちょっと難しく考え過ぎているのではないかと私は思うのですけれども、そこをちょっと研究して、本当に楽しくやっている事業なので、進めていかせたいなと思っております。

次に、空き家対策について再質問いたします。空き家の所有者が勧告や命令に従わない場合、市としてどのような対処をしていくのかお伺いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 所有者が勧告とか命令に従わない場合にどういうふうな対応をしているのかというご質問でございます。今現在は、条例に基づいてこちらのほうとしては執行しているわけございまして、その条例の中において、これまで危険度の高い空き家の所有者に対して助言、指導したという件数は、書面等を含めて65件ほどございました。また、市が把握している解体された空き家というのは44棟ございまして、内訳としては、こちらのほうの助言、指導により解体したという方が20棟、現地の調査の時点において、自主的に解体されていたというものが、それが判明したのが24棟というふうなことでございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

今特定空家の解体や、廃材処分場の確保とか運搬車両の確保とか、もし町内会から要望が出た場合は、市としてどのような協力をしていくのか。可能なことでよろしいので、お聞かせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 今現在私が関知しているところとしては、そういうふうな要請という

のはございませんでしたので、組織的な対応というところに関しても、まだ考えておるわけではございせんけれども、今回の特別措置法、そのの全面施行によりまして、空き家等の対策計画なるものをまず立てることができることとなっております。その中において、その特定空家等に対する対策、どうしていくのかというところを、具体的に抱えている町内の方々の対応ということも含めて計画として立てていくことによって、今後はそういうふうなことが解消していくものと考えております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 所有者が解体費とか工面できない場合、また本当にそういう人がやはり多いから空き家の状態であるのではないかと私は思うのですけれども、そういう所有者が解体費を工面できない場合の強制解体に伴う費用については、当市ではどのようにお考えですか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） これまで行政代執行を行ったという例は、こちらのほうとしては持っておりません。ですので、費用の負担ができない場合に、本当はこちらのほうの考えとしては、国のほうから何らかの助成制度があればもっとスムーズに解体作業というのが進むとは思っておりますけれども、今回特別措置法で行政代執行ができるということになりましたので、危険な建物に関しては、その協議会とかの組織での専門家の意見を聞きながらそういうふうな対応をしていくと同時に、費用を徴収できない場合のことについても、特別措置法上は税金の滞納処分と同じことができることになっているわけでございますけれども、そういうふうなことも捉えながら、どういうふうな対応をしていけばいいかということの研究してまいりたいと思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 私が数年前から小学校、中学校の通学路のところの空き家に対して相談を受けていました。今回の特別措置法の中で、そういう本当に危険な場所というのはすぐ解体するお考えですか。お聞かせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今までの条例の中でできなかったことが今回代執行だということでありまして、またその代執行をする特定空家ということになれば、これが所有者もなかなかその空き家を放置できない状態、つまり固定資産税なりの減免措置がなくなるということもございます。さらに我々が空き家を解体すれば、それに伴う財政措置もこれからあるであろうということが言われているというような状況でありまして、非常にこれから空き家対策にとってはプラスの流れが来ていると、こういうことだと思っています。

ただ、一方で、どこの空き家をこれから解体していくのかということについては、まずこの空き家の計画を立てて、我々いわゆるむつ市としてどこがその特定空家等に該当するのかということを確認にして、そのうえで進めていくことだということで考えておりますので、個別の事案については、その後に議論すべき事項だというふうに私は考えています。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） なるべく相談があるところ、市では把握しているのではないかと私は思いますけれども、どんどん進めていくべきだし、本当に事例を即つくっていただきたいなど、解体していくのだよという事例を即つくっていただきたいなと思います。

次に、空き家の有効活用に対して市長はどのようにお考えか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当然ながら、空き家というか、空き家の有効利用というのは、今ある空き家の有効利用ということでしょうか。これも空き家の計画の中でしっかり議論していくべき事項だというふうに思っていますので、現時点ではこの議論をまって、市としての見解を述べさせていただきたいと、そういう段階だと思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 空き家有効活用に対して、ちょっと事例がありますので、紹介したいと思えますけれども。

茨城県利根町では、空き家物件情報を町のホームページなどに公開し、利用希望者を公募する空き家バンク制度を導入しております。また、空き家バンク登録物件の購入に利用できる住宅取得プラン、購入のリフォームに利用できるリフォームプラン、購入後の住みかえに利用できる住み替えプランという優遇金利を制定した3種類のプランを金融機関と連携し、提供しております。

また、町外から転入してくる子育て世帯を対象にした空き家子育て活用促進奨励金や空き家リフォーム工事助成金といった町独自の助成制度も行われております。このように事例がありますので、むつ市も考えながら、また空き家でも使える空き家もまだあると思います。そういう空き家に対してこういう事例を参考に進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第224回定例会において、議会議場より一般質問を行います。

さて、今国会では70年ぶりに選挙権年齢を18歳に引き下げるという法律改正が行われようとしています。昨年憲法改正の是非を問う国民投票法が改正され、国民投票への参加年齢を18歳以上とし、同時に選挙権年齢の引き下げの法的措置を速やかに講ずるとした流れの中の一環であります。

世界191の国、地域のうち、実に92%、176カ国では16歳から18歳までに選挙権が認められているとのことであり、日本は遅きに失した観すらあります。18歳選挙権についてのメリット、デメリットともに取り沙汰されていますが、そのこととは別に私の懸念は、選挙における投票率の動向です。

国政選挙のデータによれば、20代の若い世代が他世代に比し著しく投票率が低いということがありますから、単に選挙権年齢を拡大したところで、投票率低下の分母をふやしたにすぎないということになれば、全く意味がありません。政治離れが進む昨今、彼ら若者たちが政治に関心を持ち、政治への参加意欲をかき立てる手だてを講じない限り、いたずらに投票率の数値をおとしめる元凶となる懸念があります。

今投票率低下の要因を考えるに、平和過ぎることでの無関心、虚無感、政治、政治家に対する期待感の喪失等が挙げられると思います。それを克服するためには、実に我々を含めた政治家と言わ

れる者の日常の活動、言動、一挙手一投足が彼らの心の琴線に触れ、そのことで政治への参加意欲をかき立てる、それしかないのであります。

政治家は、それぞれ主義主張、立場の違いはあれども、国家の安寧と、負託を受けた選挙民、地域住民の幸せを願う心根の部分では一致しているのであります。しかしながら、そのことを理解してもらう手法、手段において、政治家個々がいささか努力にうらみなかりしかの嫌いなきにしもあらずで、政治離れの一因ともなっているように感じます。

このような状況の中、我が身を振り返れば真に市民の負託に応え得たか、そのための努力にうらみなかりしかと自問自答の日々を送っております。じくじたる思いを残しながらも、今任期も余すところわずか、そのわずかの任期を悔いなきよう、今議会においてもむつ市民の生活にかかわる喫緊の課題3項目6点につき一般質問をさせていただきますので、宮下市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭かつ誠意あるご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。宮下市長は、この6月定例会で就任1年目を迎えられます。思い起こせば昨年5月19日、父親順一郎市長の急逝を受け、将来を嘱望されていた国家公務員キャリアの職をなげうち、故郷むつ市のためにとの思いから、6月29日執行のむつ市長選挙に出馬、結果は過去の市長選における得票率、投票率とも最高の成績で対立候補に圧勝、市民の大きな期待を担って合併後の新市第4代目市長に就任されました。

この人生の大きな転機に直面し、ご本人はもとより、ご家族の皆様にとっても大変な決断を強いられたことであらまいしょうし、かつその後の激変した環境にも耐え忍んだ1年であったものと推察



するところであります。

さて、先般故宮下順一郎前市長の一周忌がしめやかにとり行われ、かかわりの深かった方々からそれぞれの前市長を忍びながらの思い出話が語られました。そのお話の中で、前市長が生前、父親として息子に対する思いを述べられたくだけりがありました。今こうして愛する故郷むつ市に帰り、父親の思いをかなえ、引き継ぐ立場にあることに対し、感慨もひとしおのものがあるところと考えるところであります。

さて、とはいうものの、実際に公務を遂行していく過程では感傷に浸る暇もない激務の毎日で、現実を直視すれば、むつ市を取り巻く地域経済の低迷、高齢化社会の伸長に伴う医療、介護等社会保障費の増大、何にも増してとどまるところを知らぬ人口減少、1次産業の後継者不足、合併地域の過疎化等々種々の問題が山積みしており、市長として日々苦悶の連続ではないかと同情もしきりであります。むつ市発展のため、市民の暮らしの向上のために八面六臂のご活躍をされておりますことは、市民の誰もが認めているところでありますものの、反面、この苦悩は全国自治体の長が負うべくして負うところの宿命でもありますから、この艱難辛苦を甘受し、今後も市政発展にご尽力されますことを切に祈念するところであります。

これらのことを踏まえ、1点目、市長就任1年目を迎えた現在の心境をお伺いいたします。

さて、今通常国会では、自衛隊を随時海外に派遣できるようにする新法国際平和支援法案及び自衛隊法など10の現行法案改正をまとめた平和安全法制整備法案2本の安全保障関連法案の衆議院提出を受け、与野党の攻防がしきり、一挙に安保国会の様相を帯びてまいりました。安倍首相は4月末、米議会演説で、これら法案の今夏中の成立を確約、そのことに対して、まず野党の激しい追及が始まり、さらには集团的自衛権行使の限定容認

を含む安保政策の歴史的転換等に対しても、これまた野党の厳しい追及を受けております。

さて、私は日米安保条約や日本の防衛政策に対し、常々疑問を感じている一人であります。といいますのは、我が国の安全保障を維持するためには、従来を守られているというだけの一方的、片務的な防衛ではなく、日本も普通の国になって、国際社会に対し集団安全保障のもと、双務的に応分の役割を果たさなければならないということでもあります。

日本が戦後70年戦禍をこうむらず、平和裏に驚異的に経済発展をなし遂げたことは、憲法第9条に負うところ大であることに異論がありません。しかしながら、その平和の実態は日米安保条約を基軸としたアメリカによる力の保障があつてのこととあります。アメリカの保障、保護なくして、日本が戦後の厳しい東西冷戦の中、現在のように平和国家、経済大国としての国体を維持し得たかどうか、国民の誰もがノーと言うはずです。

近年、中国が驚異的な経済力を背景に軍事力を増強、日本を含めた東シナ海、南シナ海周辺沿岸国を威圧していることは周知のとおりであります。基地借用の地代高騰に音を上げたアメリカが、フィリピンの米軍基地スービックから手を引いた途端、軍事バランスの崩れた南シナ海では中国が強大な海軍力を背景に石油、天然ガス等大陸棚の豊富な海洋資源確保に乗り出したという事実があります。中国は今、自国、フィリピン、ベトナム、その他南シナ海沿岸諸国がそれぞれ領土と主張する南沙諸島の岩礁を一方的に埋め立て、滑走路を含む軍事基地を構築、自国領土としての既成事実突き進んでおります。南シナ海沿岸諸国の国々は、それぞれ異議を唱え抗議をし続けておりますが、軍事的背景が伴わない外交はあり得ないという国際社会の常識どおり、中国の一方的行動を許しているのが現状です。

戦後日本の領土、領海が保全され、かつ国内の治安が保たれてきたのは、日米安全保障条約が機能していたからであり、そのことにわずかにでも貢献したかもしれない日本の自衛力、軍事力はアメリカの軍事力に頼り切った片務的なものであったことは事実であります。

しかしながら、アメリカの国力が低下、世界の警察としての地位に限りが見えてきた現在、法律の許す範囲内において日本も国力に相応した世界平和の維持に参加することは当然のことわりであり、安倍総理がアメリカ議会で発言した真意もそのあたりにあると推察しているのです。

宮下市長は、在アメリカ日本大使館ニューヨーク領事も経験された国際感覚豊かな方です。また、現在は自衛隊が所在する自治体の長として、市民である隊員が海外派兵等の当事者になり得る可能性の現実を前に、日本の安全保障体制について感ずるところは大いにお持ちと考えます。

そのことを踏まえ、2点目、安倍内閣が今夏中に成立を目指す日本の安保政策の歴史的転換について、自衛隊が所在する自治体の長としてどのように考えるかお伺いいたします。

質問の第2は、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に関連してであります。少子高齢化や人口の大都市集中による地方人口の減少、市街地の空洞化、中山間地域の限界集落化等が進み、必然的に全国の至るところで長年にわたり放置された空家が出現、危険、不衛生、まちの美観を損なう等々大きな社会問題として取り上げられてまいりました。むつ市では、むつ市空家等の適正管理に関する条例を平成25年2月1日から施行、政府においては昨年11月、平成26年法律第127号として空家等対策の推進に関する特別措置法を公布、施行日は平成27年2月26日、細部に至る規定は5月26日から全面施行となりました。

この空き家問題につきましては、過去にも多くの同僚議員が壇上で質問、直近ではむつ市議会第222回定例会において同僚の大瀧議員が一般質問として取り上げられておりますが、特別措置法が全面施行されたことでもあり、改めて認識させていただくものであります。

そこで、1点目、特別措置法に定める特定空家等とはどういう状況を指しているのか。把握している家屋数及び最終段階の行政代執行に踏み込むまでの手続等についてお伺いいたします。

次に、空き家を取り壊されないまま放置されてきた要因の一つとして、住宅用地固定資産税の特例が上げられてきました。住宅用地に住宅が存在する限り、宅地の固定資産税及び都市計画税に税制上の優遇措置が施されていたからであります。このような優遇税制がこれまで空き家として放置された原因の一つになってきたものと考えられ、このたびの特別措置法に対策が講じられたこととなります。

そこで、2点目として、このたびの特別措置法第15条に空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な財政上及び税制上の措置を講ずるとありますが、具体的にはどういうことを指すのかお伺いいたします。

質問の第3は、観光交流センター北の防人大湊安渡館の活性化についてであります。今春4月24日、待望の北の防人大湊安渡館がオープンいたしました。大湊地区に住まいする者はもちろん、海上自衛隊OBとしても北の防人大湊というネーミングには、そこはかたない郷愁を感じながら、今後この施設の設置趣旨でもあります観光旅行者及び市民に快適な憩いの場を提供できるようにぎわいある施設に成長することを祈念するものであります。

さて、先般むつ市議会総務常任委員会で広島県呉市、江田島市及び山口県下関市を行政視察して

まいりました。その際、宿泊した呉市内のホテル正面玄関に護衛艦「うみぎり」、艦長交付の護衛艦「うみぎり」カレー提供店として認定するという認定証が船の写真とともに掲示されていました。そのほかに呉海自カレーとして、22店舗名が記載された呉海自カレーガイドブックも掲載されていて、海上自衛隊呉基地艦船ごとのカレーが味わえるとのキャッチフレーズであります。応募した市内各店は、それぞれの艦艇の調理員から直接作り方を教わって忠実に味を再現、艦長が、これはうちのカレーだと認定したものに限り護衛艦何々海自カレーとしてメニューに取り入れることができる仕組みになっておりました。いかにも海軍のまち、海上自衛隊のまち呉ならではの試みと感心して帰ってきた次第です。

さて、本題に入ります。1点目、北の防人大湊安渡館の命名にふさわしく、大湊地方隊と提携し、護衛艦が認定した大湊海自カレー、仮称ですが、レストランのメニューに取り入れる等の工夫をしてはどうかと提案いたします。

次に、観光バスで訪れる観光客にはおおむねバスガイドが添乗していると思いますが、それでも大湊水源池公園の歴史的背景、文化遺産としての価値にまで造詣が深いとは思えません。まして隣接する大湊地方総監部「北洋館」の歴史を語ることはおぼつかないと思います。また、マイカーや自動車で訪れる観光客に対しても、ただ何となく帰ってもらうのでは、次の機会、二度三度に期待することはできません。安渡館前にボランティアガイドの腕章なりネームをつけた係を配すれば、遠来の観光客に随分とアピールできると思いますし、必要に応じて随時地域内を案内しながら理解を深めていただく、どこの観光地でも見かける光景であります。

そこで提案ですが、2点目として、来館する県外観光客等へのおもてなしとして、自衛隊を含む

地域の歴史、伝統を説明するボランティアガイドが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3項目6点について壇上よりの質問いたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問等をさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の1点目、市長就任1年を迎えた現在の心境についてお答えいたします。

日々苦悶の連続ではないかというご指摘をいただきましたが、確かに地域経済が低迷する中、社会保障費の増大、人口減少、後継者不足、過疎化など課題は山積しておりますが、これらについても何とか政策の力で歯どめをかけ、解決する方法を模索するのが私に与えられた使命だと考えております。

前職では、主に国土交通省でまちづくりや道路行政、国の長期計画、建設業関連といった政策の企画立案に携わってきましたが、我が国のこうした分野での課題も先がなかなか見通せず、常に困難を伴う政策運営でありました。

こうした中で、私としては政策の力を信じて、国民の皆様のあしたをつくるために必死の思いで立案をし、議論をし、調整をして、各種政策の成案化に努めてきた11年間でありました。

今から5年前、当時都市地域整備局まちづくり推進課に所属していたときのお話を紹介させていただきます。当時台頭するアジア諸都市に比べ日本の大都市の総体的な地位が低下するという国家的な課題を我が国は抱えておりました。都市の国際競争力の向上が当時の政権の課題となりました。ちなみに、当時これを図るうえで客観的な指

標とされているプライスウォーターハウスコーパース、森記念財団等の発表する世界の都市ランキングでは、東京ですら世界の大都市に水をあげられている状況でありました。一方、一部のアジア諸国の大都市は、猛烈な追い上げを見せていました。その中で、世界的な大企業が集積するエリアはどのようなものか、すなわち人、物、金が集積する大都市をつくっていくために必要なものは何か、さらに個性と魅力ある地方都市に必要なものは何か、こういった課題について政策の立案を求められました。

私の担当は、不動産金融でありましたが、大都市開発の手法として、日本政府としては初めてとなるメザニンファイナンスを取り入れ、600億円から成る不動産ファイナンスの仕組みを構築し、関連する税制改正、さらには法改正をチームの一員として達成いたしました。そして、この仕組みは現在虎ノ門ヒルズ等の開発につながっていると聞いています。このほかにも都心部における立体道路の仕組みや都市再開発法の特例などについて成案にこぎ着けたところでもあります。

もっとも日本の大都市の国際競争力の向上という点ではまだまだこれからですし、先ほどのメザニンファイナンスも超低金利で量的緩和が行われている現状では出番が少ないわけでありすけれども、ある程度景気に左右されることなく都市開発が行われるための持続可能な都市政策につながっていると考えております。

この立案に当たっては、財務省の主計局、理財局、内閣法制局、総務省自治行政局等と日夜協議を重ね、さらには国会審議と、上司、部下、そして同僚とは毎日朝方まで議論を交わし、当然ながら休暇のない生活が数カ月続きました。ただならぬ決意と覚悟が必要であることは、国の政策を担う場合でも同様でありました。

この経験を振り返るならば、現時点でさまざま

な困難に直面していたとしても、私を支える副市長を初めこの場にいる幹部職員、そしてきょうは新採用の職員も傍聴しております。さらに、このラジオを聞いている全ての市役所職員とともにあらゆる政策を前向きに、情熱を持って仕上げていくことで課題を解決していかなければならないと改めて感じているところであります。

そして、何といたしましても突き詰めて言いますと、市長としての仕事は変化をもたらすことだと思っております。これまでの経験や前市長から引き継いだものも含めたネットワークからあらゆる政策について新たな視点をもたらすこと、そして行動することでチャンスをつかんでくる、そのことができるかどうかだというふうに思っております。

今定例会に提案しているコンパクトシティ実現に向けたまちづくり会社への出資は、前者の典型的な例でありますし、本年までにポートセールスとして行った3隻のクルーズ客船の誘致は後者の例であると考えております。

今は、少しの変化と思われるかもしれませんが、こういったことの積み重ねが地域を変えていくことにつながると私は信じておりますし、この変化の種を常に植え、土壌を改良し続けた1年であったと思っております。

ただし、私としては何といたってもこのむつ市のおくれ、これを意識せざるを得ません。インフラ整備、公共施設整備、医療、産業、これらあらゆる分野において青森県内はもちろん、全国でもおくられていると思います。こうしたおくれを取り戻すためには、早送りしかないと思っております。すなわち全ての分野で急ぎ足で政策を立案し、実行する必要があると考えております。そういった意味において、現在の心境を問われましたけれども、これを一言で言えば、大変焦っている、そういうような状況であります。一分一秒も無駄にはでき

ない、そういうふうな気持ちでおるところでございます。

私といたしましては、自分自身の成長がむつ市の成長につながると信じて、一日一日を大切にむつ市に変化をもたらすとともに、よき変化をもたらすことができるよう研さんを積み、行動してまいりますと考えておりますので、浅利議員を初め議員各位におかれましては、なお一層のご指導をいただきたく存じます。

次に、2点目の安倍内閣が成立を目指す日本の安保政策の歴史的転換について、自衛隊が所在する自治体の長としてどのように考えるかについてであります。私が市長就任前の外務省職員であった当時は、当然ながら浅利議員のご発言同様に考えるところがありましたが、国防や外交に関しては国家レベルの問題でありまして、地方自治体の事務の範疇ではないと判断されることでありますので、市議会の一般質問への答弁という形ではふさわしくないと考えております。これに対する直接的な回答は差し控えさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

しかしながら、安保法制という観点ではなくて、あえて自衛隊の所在する自治体の長として我が国を支える自衛隊についての認識を申し上げさせていただきますと存じます。

我が国の国際情勢が日々刻々と変化していく中で、世界の平和を維持するためには、国際社会での協力体制は欠かせないものであり、今後自衛隊の役割もますます増大していくものと認識しております。昨年11月から海賊船の警戒や商船の護衛など、海賊対処行動のためソマリアへ派遣された当市の自衛隊員の皆様が先月無事帰還され、帰還直後に司令から活動状況を説明していただいたところでありまして。派遣期間中は、海上での活動が2週間続いた後、一時物資補給などのため最寄りの港に立ち寄りというサイクルが半年間にわたっ

たことから、精神的、肉体的にもほとんど休めない状態が続く過酷な任務であったとのことであります。この活動は、国際社会からも高い評価を得ておりますし、地元の自衛隊が国際活動に貢献していることは、私としても誇りとするところであります。

大湊地方総監部などが所在する地元の自治体としての役割は、派遣された自衛隊の皆様が安心して任務につけることにあると考えております。さらに、派遣された家族の留守を預かるご家族の支援を充実させていくことで、隊員の皆様にとりましても安心して任務に専念できる環境を構築することにつながるものと考えております。

昨年は、大規模災害時等に派遣される隊員の家族への支援に関して、地元自衛隊とむつ市との間で隊員家族安心協定を締結したところであります。このほかにも自衛隊とのかかわりの一つとして練習艦隊実習幹部や他の隊員向けの講演会に講師として積極的に出席しておりますし、先日寄港した護衛艦「いずも」を初め多くの艦艇に乗船し、隊員を激励するなど常に自衛隊とのかかわりを持ち、隊員の皆様のご苦勞を少しでも理解しようと努めているところであります。

今後も隊員家族安心協定の中身の充実に努めるとともに、自衛隊協力関係諸団体との連携を深め、できる限り自衛隊の支援体制の充実に努めてまいりますと考えております。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に関連してのご質問につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、観光交流センター北の防人大湊安渡館の活性化についてのご質問の1点目、大湊地方隊と連携し、護衛艦が認定した（仮称）大湊海自カレーをレストランのメニューに取り入れる等の工夫をしてはどうかについてお答えいたします。

4月24日に北の防人大湊安渡館がオープンし、

約1カ月半経過いたしました。その間水源池公園ではむつ市観光協会主催のむつ桜まつり、海上自衛隊大湊地方隊主催のマリンフェスタ in 大湊、むつ商工会議所主催の大湊海軍まつりなどが相次いで開催されたこともあり、安渡館の来館者数は近隣にある大湊地方隊の施設であります「北洋館」の年間入り込み数の2倍となる2万人を目標として設定していましたが、5月末日時点で2万4,000人を超え、順調な滑り出しとなっております。

安渡館のレストランにテナントとして入居しております憩ーi k o iーにつきましては、地場産品の活用や特徴あるメニューを提供していただくようオープン前から経営者であるS I M O K I T A H O P E F A R M E R P R O J E C Tと協議してまいりました。その結果、下北産アピオス、下北産シーフードを食材として使用するほか、経営者の方々が自分たちの畑で栽培しているという新鮮な野菜などを活用したメニューが提供されております。また、レストランが提供する大湊海軍カレーにつきましては、先日の大湊海軍まつりで大湊基地業務隊の調理員の協力を得て、下北地域県民局が制作したレシピでつくられた大湊海軍カレーが限定販売されております。しかしながら、カレールの熟成に日数を要することなど、改善を要する点もあり、現在安渡館オリジナルの大湊海軍カレーを研究しているところだと伺っております。

このようなことから、議員ご提案の広島県呉市の例に倣い、(仮称)大湊海自カレーとして認定することにつきましては、安渡館のレストラン経営者によるオリジナルの大湊海軍カレーの開発に期待することとし、そのカレーの売り込み方につきましては、曜日限定メニューとすることや、ブランド化などさまざまな戦略が想定されますが、市といたしましては、これからもレストラン経営

者と話し合いながら情報発信するなど、誘客促進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、来館する県外観光客等へのおもてなしとして、自衛隊を含む地域の歴史、伝統等を説明するボランティアガイドが必要ではないかについてであります。市は国の重要文化財に指定されております旧大湊水源地水道施設の保存及び活用を図ることを目的に平成25年度に旧大湊水源地水道施設保存活用計画を策定しております。この計画には、施設の公開等における活用の基本方針が示されており、重要文化財を含めた周辺環境や歴史などを有効活用し、市民の皆様や観光客など誰もが親しめる憩いのゾーンとして整備することや、一連の歴史的建造物等を紹介するボランティアガイドを養成し、週末やイベント時に対応する体制の整備を図ることが盛り込まれております。

現在旧文化財収蔵庫は、北の防人大湊地区都市再生整備事業計画事業において北の防人大湊式番館として改修が進められており、施設の一部をボランティアガイドの活動拠点とする計画もありますことから、大湊地方隊とも連携し、大湊の歴史や文化財の価値を楽しみながら観光していただけるように体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

北の防人大湊式番館の改修工事は、今年度で終了する見込みであり、年度中にボランティアガイドの募集並びに研修の実施を予定しております。来年度のオープンに合わせ、ボランティアガイドの体制を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(花山俊春) 空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に関連してのご質問についてお答えいたしますが、菊池議員のご質問に対しての答弁と重複いたしますことをご了承願

います。

ご質問の1点目、特別措置法に定める特定空家等に該当すると把握している家屋数及び最終段階の行政代執行に踏み込むまでの手続等についてですが、市がこれまで町内会や一般市民の皆様からの情報提供により把握している空き家は、6月1日現在605棟でありまして、そのうち倒壊の危険があると思われる空き家は102棟となっております。

また、今回の特別措置法で規定する行政代執行の手続等についてですが、調査の結果、特定空家等と判断された場合は、所有者等に助言、指導、勧告、命令の手順を踏み、所有者等から期限までに意見書の提出がなかった場合等は、その命令に従わなければ50万円以下の過料が科せられるほか、代執行令書を通知した後に行政代執行を行うことが可能となります。

しかしながら、行政代執行については、費用の回収が難しい状況にあることに加え、所有者不明の建物を行政代執行した場合は、所有者を特定する作業をどこまで行えば過失がないと認められるかが不明確な状況であることなど、まだ多くの課題が残っているというのが現状であります。

次に、ご質問の2点目、特別措置法第15条に空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるとあるが、具体的にはどういうことを指すのかについてですが、財政上の具体的な措置といたしましては、国の空き家に関する支援制度である空き家再生等推進事業の拡充が挙げられます。空き家再生等推進事業は、除却した後の跡地を地域活性化のために計画的に利用することなどの制約はありますが、空き地等対策計画の策定等に必要となる空き家等の実態把握に要する費用及び空き家等の除去費用等が新たに助成の対象となり、補助率は空き家の除去事業タイプが5分の2、空き家の

活用事業タイプが2分の1となっております。そのほか、特別地方交付税も拡充することではありますが、現段階では国から明確なものは示されておられません。

いずれにいたしましても、空き家対策に関する助成は、地域活性化や良好な居住環境の整備を促進する観点から、空き家等の利活用や除去を初めとする対策に取り組む市町村を支援するもので、現段階において居住者等から費用を徴収することが原則である行政代執行に対する助成はない状況にあります。

一方の税制上の措置といたしまして、現在人の居住の用に供する家屋の敷地の一定のものにつきまして、地方税法に基づき敷地面積に応じて、その固定資産税の課税標準額を6分の1または3分の1とする特例措置が講じられておりますが、平成27年度税制改正大綱において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外されることとなります。市といたしましても、空き家対策は重要な課題の一つとして認識しておりますことから、まずは特定空家等の正確な件数の把握に努め、多方面からのご意見、ご指導をいただき、空き家自体への対処のみならず、空き家除去後の土地の利活用などの空き家対策を効果的かつ効率的に推進していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

質問の第1、1点目に関連したことなのですが、市長からただいま中央官庁での体験を含めた市長就任1年の思いを述べていただきました。それで、今後残り3年の任期中にどういうこ

とに重点を置くか。任期中に心がけることと、そのことについてご意見を伺いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

心がけについては、先ほど述べたとおりでありますので、重点的にどのようなところに施策の重点を置くかということについてお答えをさせていただきたいと思います。

さきのむつ市議会第223回定例会で平成27年度一般施政方針で述べさせていただいておりますとおり、まず私としては「持続可能な財政運営」と「財政の健全化」、これに重点を置きたいというふうに思っております。極めて脆弱な財政構造のもとで赤字になるのか、黒字になるのか、常に気にする綱渡りの財政運営を強いられているようであれば、この先5年、そして10年といったむつ市の成長を描くことは大変困難であると思っております。残り3年間という限られた時間の中で、まずは安定的な財政基盤を確立するためのリスタートの礎となるよう、財政規律の堅持を重視していきたいと思っております。

また、この施策につきましては、こういった財政が厳しい状況にありますものの、私の主要施策の5つの柱である経済の活性化、すなわち元気、暮らし、教育、安全、魅力を旨として、特にむつ市の元気、地域の経済の活性化に全力で努めていきたいというふうに考えております。

むつ市各地域の魅力を再発見することで経済や産業を振興し、若者が地元で職を得て安心して安定した生活を送り、子供を産み育てられる社会、そして教育環境の整備を促進し、魅力あるまちづくりに邁進してまいりたいと思っております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 残り3年ということですが、これはあっという間に過ぎるわけですので、どうぞ自分の思いを残り3年にぶつけて一生

懸命活動してもらいたいと思います。

再質問の2点目になりますけれども、いろいろ市長の発信力とか行動力は、市民の皆さんが認めているところなのです。最近のデジタル化だとかペーパーレスとか、そういう時代はそれはそれでいいのですけれども、ただやっぱりそれに取り残されている我々のアナログといいますか、そういう世代の人間が、また多々いるわけなのです。そこはざまが、どうもギャップがあるような気がするのですけれども、そのことについて、そういう人たちに対する市長の思いをどういうふうに届けるかというようなことをご披露いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

アナログ世代の人たちにどのような形で思いを伝えるのかということでありますけれども、なかなかデジタル、アナログ世代というと、定義が不明確ではあると思うのですが、浅利議員の言わんとしていることは理解できますので、お答えをさせていただきます。

まず、私個人的にも仕事やプライベートの雑感なんかを日々フェイスブックに掲載しておりますし、また公務として、市長としてのスケジュールは市のホームページで、私が出席した行事やイベントなどはフォトレポートとしてツイッター等でごらんいただいておりますので、デジタルな部分ではむつ市として、またむつ市長としてはかなり発信をしているのではないかとこのように思っております。

一方でアナログな部分というか、そういう部分を申し上げれば、やはり自分自身で動き回っているところに出かけていっているということ、これはデジタルではできないことだと思います。さまざまな会合に行き挨拶や祝辞をさせていただくこともありますし、そういった中で政策の一



部を披瀝させていただくこともございます。また、おでかけ市長室や「町内会イキイキふれあいトーキング」、各種講演の講師、そういったところでお出かしています。

アナログのよいところは、私はお互いの熱意が伝わるところだと思いますし、その場の空気を感じ取れることだと思っています。人前に出て会話の中から課題を見つけていくのも、言って見ればアナログなことだと思っています。これからもこのような機会を大切に、アナログな人、デジタルな人、多くの市民の皆様に対しまして、しっかりと私の思いを理解していただくこと、そして耳を傾けていくことに心がけていきたいというふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、2点目の日本の安保政策の歴史的転換について、自治体の長としてどう考えるかということについて何点か再質問させていただきます。

安倍総理は、もはや一国のみで自国の安全を守ることができる時代ではないと、フェア外交を展開すると同時に万が一の備えを怠ってはならないと強調、現在の安保体制について十分ではないと語っております。そのことについて、グローバルな視点をお持ちの市長はどうお考えになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この件に関しましても、先ほどの答弁のとおりでございます。私としては本当はお答えしたいのですが、やはりこの場での答えは差し控えさせていただきますと思います。

ただ、国民の関心も非常に高く、私も国会での議論を注視しておりまして、平和の確保のため

に十分な議論を尽くし、国民の皆様の不安解消に努めていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 中谷防衛相が自衛隊のリスクは増大しないと答弁したことに関して、今国会が紛糾しております。そのことで政府答弁が二転三転しているということについても、私として見れば非常に嘆かわしいという思いがあります。任務が拡大するから、当然リスクはふえるというのは当たり前の話なので、そこら辺の自衛隊のリスク問題について、市長はどういうようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほどのご質問と同様に回答を差し控えさせていただきますと思いますが、ただどのような役割を自衛隊の皆様が担うことになっても、皆様のふるさとであるこのむつ市であります。心のよりどころとしてのむつ市を家族ともども安心して暮らせるまちにしていくことが私は必要だと思っております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 引き続き再質問ですが、新聞等で海外派遣隊員の自殺問題が取り沙汰されておりました。防衛省内ではさまざまな要因が複合的に影響して発生するので、派遣任務と自殺の因果関係を特定するのは困難としておりますけれども、私の体験からすれば、派遣内容そのものよりも、長期間不在とする留守家族等への不安だとか、長期行動のストレス等の副次的要因が大きいかと考えております。そこで、一昨年、むつ市と海上自衛隊大湊地方総監部が締結した災害派遣等長期行動時の隊員留守家族への支援ということの協定がありましたけれども、具体的に進んでいるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

昨年むつ市と海上自衛隊大湊地方総監部が締結した災害派遣等長期行動時の隊員留守家族への支援で具体的に進んでいることはあるのかとのご質問でありますけれども、この協定につきましては、むつ市と海上自衛隊大湊地方総監部及び航空自衛隊42警戒群との大規模災害時等における派遣隊員の留守家族の支援として、隊員家族安心協定として締結したものでありまして、隊員が災害時等に派遣された際に、隊員の不在により留守家族が抱く子育てや介護などに対する不安感を少しでも軽減し、派遣された隊員が安心して任務に専念できるよう市が支援を行うというものであります。

具体的な今現在の状況につきましては、担当部長から答弁をさせていただきますけれども、当市は古くは海軍の時代から自衛隊とともに歩んできた地域でありますので、この協定によりまして、海上自衛隊大湊地方総監部及び航空自衛隊42警戒群とのさらなるきずなと連携を深め、子育て、介護等の福祉面においても相互に支援する体制を築いてまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） むつ市と海上自衛隊大湊地方総監部が締結した災害派遣等長期行動時の隊員留守家族への支援で具体的に進んでいることはあるかのご質問の市長答弁に補足説明いたします。

具体的な支援内容の1点目としては、自衛隊内に設置する臨時の保育施設への支援であります。隊員が災害時等に派遣された際には、部隊内に臨時の保育所を設置することになります。その支援の一環として、ことしの2月に保育士役となる隊員15名が新町保育所で2日間にわたり保育実習を受けております。また、来る7月4日には海上自衛隊大湊地方総監部で隊員が被災地へ派遣されることを想定し、自衛隊内に臨時の保育施設を

開設して訓練を行うこととしており、市では2名の保育士を派遣し、保育士役の隊員に対して指導を行うことにしております。隊員の保育所での実習及び部隊内での訓練のための保育士派遣につきましては、今後も継続していくこととしております。

2点目は、利用可能な保育、託児施設等の情報提供及び紹介であります。市で実施している子育て支援のほか、認可外保育等の情報を提供することで打ち合わせを行っております。

3点目は、高齢者など介護を必要とする要介護家族への介護サービス等の情報提供及び紹介ですが、これについては家族の介護が必要となることが予想される隊員には、早目に要介護申請の必要があることを周知してもらい、ケアマネジャーなどと連携して速やかに介護サービスの導入ができるよう情報提供をしていくことなどの打ち合わせを行っております。

4点目としましては、その他派遣の状況に応じ、必要と思われる事項となっております。今回の協定書により市の窓口が一本化し児童家庭課となったことから、災害等により隊員が派遣された際には子育て、介護のみならず、生活全般にわたり支援していくこととしており、必要に応じて随時情報提供の場を設けるなど、細部にわたり協議を行っております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この件についての最後の質問になりますけれども、再質問です。

今国会提出の集団的自衛権を可能とする安全保障関連法案を憲法違反と衆議院憲法審査会の参考人全員が断じました。その場しのぎの憲法解釈ももう限界に来ているなというような感じでありませぬ。戦後70年、そろそろ日本国憲法を、平和憲法は堅持しつつも世界の現実に沿ったものに見直す時期に来ているのではないかと私は考えますけれ

ども、市長のご意見はいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 浅利議員、そろそろ本当に…  
…市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれども、憲法解釈論と、それから改憲への見解ということは、市の一般事務に対するやりとりとしては少しふさわしくないと思いますけれども、議長のお許しを得て……

○議長（山本留義） お許しできない。言えることでやめてください。

（「国会での委員会じゃないんだ」  
の声あり）

○市長（宮下宗一郎） はい。

（「むつ市の市長なんだ、その辺  
でとどめておいたほうがいいよ」  
の声あり）

○市長（宮下宗一郎） そういうことで、市の一般事務に対するやりとりの場でありますけれども、私の思いというか、それだけ申し上げれば、憲法第81条では憲法適合性を判断する終局的な権限というのは、これは一般論ですからね、最高裁のみに帰属しております。一学者の学説ではございません。また、一見して極めて明白に違憲、無効と認められない限りは、その判断はできないということが昭和34年の砂川事件の最高裁判例で出ているというふうに認識をしております。

また、そういった意味で、日本国憲法の改正ということについては、第96条で改正規定を自ら設けているところでありまして、国民自らの手によって時代の変化に応じて見直しが行われていくことは民主主義的観点からも当然のことと私は考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 1点目の第1項目の市長の政治姿勢について、るるご意見を伺いました。1

点目の就任1年を迎えた心境につきましては、このむつ下北のおくれを取り戻すために一分一秒を無駄にできないと、自分自身の成長がむつ市の成長につながると、その意気込みを披露していただきました。諸情勢厳しい環境の中で、チーム宮下のリーダーとして職員を督励しながらむつ市の未来を切り開いていただきたいと願っております。

2点目の安保政策の歴史的転換等につきましては、立場上なかなか言及しがたいところがあったでありましょうけれども、私の意図はお酌み取りいただけたのかなというような理解をしております。将来起こり得る国家のリスクに備えるために、私は憲法改正もやむを得ないと考えるところでありますが、まず今回は今後とも自衛隊が所在する自治体の長として隊員及びその家族並びに安全保障環境の諸問題にご高配を賜りますよう要望しておきます。

次は、質問の第2ですけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に関連してであります。午前中の菊池議員の質問もありましたので、1点だけ再質問させていただきます。

今後空き家及び特定空家等をふやさないための対策等はどういうようなことを考えているでしょうか。1点だけお尋ねします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

空き家及び特定空家等をふやさないためには、空き家等の適正な管理を行うことの重要性、それから周辺住民にもたらす危険性などにつきまして、所有者個々が意識の向上をすると、理解の促進を図る、そういうことが重要と考えておりますけれども、今回全面施行となりました空家等対策の推進に関する特別措置法、これにおいては固定資産税の特例とか都市計画税の特例の除外、それから行政代執行のほか、命令に違反した所有者等には過料を科すというふうな厳しい罰則規定を設

ける一方で、空き家及び特定空家等の除去後の跡地の有効利用、そういうふうなことを促すなど、空き家対策を総合的に網羅している法律となっておりますので、市といたしましては、この法律に沿って業務を遂行することが空き家及び特定空家等をふやさないことにつながるものと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 今後とも空き家、特定空家等は増加の一途だと思えます。現実の対応としてなかなか厳しいことは十分理解しておりますけれども、行政としてしっかりした方針のもと、今後のまちづくりに取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、質問第3の観光交流センターの関連なのですが、むつ市の売りといいますか、とにかく今いろいろ原子力関連も余り芳しくないというような状況の中で、とにかく今海上自衛隊との一体感というのはむつ市にとっては大事ではないかというふうに思います。

安渡館レストラン憩ーi k o iーが今運営してくれておりますけれども、現役護衛艦認定のカレーを取り入れるとかということで、これがまた波及効果で市内のレストランとかホテルにもどんどんそういう効果が及んでいくのではないかなというような期待をするのですけれども、そこら辺についてどういう感想をお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 議員ご発言のとおり、大湊海自カレーを定義づけ、市内各店で扱うことは近年話題となっておりますB-1グランプリの展開などを見ましても、地域活性化の大きな原動力となっていることは承知しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、既に安渡館レストランの経営者がオリジナルの海軍カレー「大湊海軍カレー」の開発を手がけていると伺っており、まず

はその完成を待って、お客様のご意見等も参考にしながら、今後の展開を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。

次に、安渡館PR推進事業というのが予算化されているのですけれども、今現在はインターネットその他いろんな情報媒体で関東から九州まで、いろいろ全国からこの最北のむつ下北に足を運ぶ、そういうような時代になっております。その安渡館PR推進事業というのは、具体的にどのような情報発信をするのかということをお伺いします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 当初予算に計上しております安渡館PR推進事業費の中で具体的な情報発信はどのように考えているかについてであります。安渡館への誘客に係る事業費といたしまして、安渡館のPRポスターやリーフレットの作成費のほか、来月開催を予定しております安渡館フェスタ2015や旧海軍大湊要港部庁舎をイメージした外観と大正期をイメージしたモダンな内観の施設の特徴を生かしたイベントの開催を年複数回予定しており、それらのイベントポスターの制作やチラシの新聞折り込み等に要する経費等を計上しております。

また、そのほかにも市広報紙、ホームページ、フェイスブック等を活用し、安渡館の情報を発信しているほか、安渡館の事業費ではありませんが、東奥日報社で発行している月刊誌「ツアーライフ」7月号への情報掲載を予定しているなど、イベントや情報発信を積極的に行うことで市内外に安渡館の周知と旧海軍のまち、海上自衛隊のまちであることを広く印象づけ、さらなる誘客につなげていきたいと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

北の防人事業につきましては、強い思い入れがありまして、今回質問させていただきました。護衛艦の認定カレーに限らず、例えば防人弁当とか、防人ドーナツだとか、安渡館何とかと、そういうふうなあの場所にふさわしいインパクトのあるメニューもどんどん取り入れて、一過性に終わらない観光拠点としての実を上げていただくことを祈っております。

これで、むつ市議会第224回定例会における一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第224回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

最近地震が多いように感じられるのは、私だけではないと思います。それにしても全国各地で頻繁に発生しております。東日本大震災の揺り戻しとかいろいろ言われておりますが、とても心配になってきております。同時に、火山活動も数カ所起きており、付近の方は不安に駆られることと思

います。

以上の事例の発生により、最近地震予知研究の専門家の電気通信大学名誉教授の早川正士氏の予測が的中率が高いと評判になっており、東京大学名誉教授の村井俊治氏より話題となっております。

日本地震予知学会の会長でもある早川氏は、自身が主宰する地震予知情報サービス「地震解析ラボ」で情報を公開しており、注意を呼びかけております。的中率は8割とも9割とも言われており、私も強い関心を抱いております。

きょうは、12日ですので、早川氏が予測している1週間以内の注意地点を述べてみますと、全国5つのエリアが挙げられておりますが、まず1つに和歌山から徳島で14日までに海底部マグニチュード5前後、震度4程度、さらに北海道根室から釧路沖にかけて17日までに内陸海底部マグニチュード5、最大震度3程度、あと房総沖と相模湾、伊豆諸島において震度4程度のおそれがあると情報を公開しております。

災害は忘れたころにやってくると言いますが、東日本大震災のことを教訓に、日々災害には注意を払っておきたいものです。ちなみに私は、去年の暮れより、自分より背の高いところのものは全部下げしております。

それでは、通告に従いまして、2項目4点について質問いたします。

まず、1項目めの福祉行政の敬老会について質問いたします。先般5月20日水曜日に行政視察で広島県三原市に高齢者対策として敬老会と民生委員・児童委員の現状についてという案件をもとに行ってまいりました。敬老会については、私の理想とする事例であり、とても参考になったとともに、市民の求めているあり方ではないかと思い、早速今回の一般質問で取り上げさせていただきます。以前も敬老会について一般質問、予算審査

等で質問を行っておりますので、敬老会の成り立ちや詳細の説明は省かせていただき、三原市の例をとりながら質問させていただきます。

広島県三原市は、平成17年3月に三原市、本郷町、久井町、大和町の1市3町が合併してできた市であります。広島県の中央東部に位置し、人口9万9,000人で、一般会計予算約430億円の市であり、交通網も整っており、衣料最大手メーカーの帝人や三菱重工業などの大工場を抱えております。全体的に、面積を除いて当むつ市の1.5倍の市だと思えばわかりやすいかと思います。

その三原市において、私ども民生福祉常任委員会のメンバーはしっかりと学習し、活発な質疑を交わしてまいりました。三原市の高齢化率は、平成27年3月末時点において31.6%となっており、団塊の世代が該当する平成42年には現在の対象者の1万7,000人を3,000人以上上回る2万人を超え、最大数を迎えるそうです。

三原市は、敬老会に三原市敬老会事業助成交付金制度という形式をとっており、敬老会を主催する団体に町内会や婦人会、農協、サークルなどへ、要領に基づき75歳以上の高齢者に2,600円を上限に人数分補助し、会場に来られない対象者には2,000円を上限に人数分支給しているそうです。来られない対象者には、記念品を配布することによって参加率99%以上を誇っております。

開催団体数は、平成26年度で200団体で、会の開催団体は141団体、記念品のみの団体は59団体で、対象人数1万6,949人中、敬老会開催に1万4,478人が対象で、記念品は2,301人が対象となっております。予算は約4,190万円で、対象者がふえるとともに年々上がってきております。市が関与している部分は、対象者名簿の交付と市長からの祝辞及び希望団体の行政管理職の出席などで、団体主催の利点は、開催団体の創意工夫で実施できることと、開催時期、開催場所など実施団体が

主導して決定できること、また地域の要望に即した開催が可能とのこと。町内会、自治体に限定していないことや、任意団体やサークルなどへの参加も可能なことで、町内会に加入していない人や近隣との関係が思わしくない人なども制約に縛られにくいという点が挙げられております。

問題点としては、金券は支援対象外だが、誤って交付する団体があることや、町内会へ加入しない人が年々ふえていることなどから、参加率の低下が考えられると考えられております。

以上のことから踏まえても、市民の望む形であると私は考えており、以前から提案している事項でもあります。ここは市民の欲している形に即した事業展開をするべきと考えます。また、以上のような形をとることによって、きめ細かい交流がなされていくことと思われま

す。以上のことを踏まえ質問いたします。町内自治及びきめ細かい交流の観点から、敬老会を見直してはどうか、市長にお伺いをいたします。

次に、2項目めの教育行政の自転車の保険について質問いたします。最近自転車と歩行者による事故が多発しております。衆目の耳目を集めたのは、皆さんもご承知のとおり、先般判決の出た事例だと思えます。事故は、2008年9月22日夜、神戸市内で起きたマウンテンバイクに乗った当時5年生の男の子が時速20キロから30キロの速さで坂道を下っていったところ、知人の散歩につき合っていた女性をはねてしまいました。女性は、頭蓋骨を骨折し、現在も意識不明の状態が続いているとのこと。その際の支払い命令が9,500万円という当時かなり衝撃的な報道がなされました。判決は、少年の責任は問われなかったものの、母親には監督責任ということで前段のような判決が下ったわけですが、私は他人事ではないように感じられました。

私も大学に行った三男に自転車を購入したとき

は、任意保険にも加入したことは想像に難くありません。

大なり小なり、交通事故を起こしますと、どういふ被害をこうむったかを積み上げて算定するので、介護や後遺症などによってかなりの金額になることがあるのです。

また、民法上、12歳までは責任無能力とされ、未就学児童と小学生の行為は親の責任となる可能性が非常に高くなります。

子供たちの事件事故は、被害者のダメージはもとより、当事者の心の傷や保護者の負担も大きいものとなりかねないのです。ましてや当市など、地方の地方は顔見知りが多く、何かと気まずい形になりかねないと思われまます。きちんと賠償できればまだいいほうで、金額が高額になれば、自己破産をして払えないという状況になることが多いとのこと。そうなれば、被害者も加害者にとってもとても不幸なことになってしまいます。事故を起こさないこと、事故に遭わないことが一番肝心なことは誰もが承知していても、こればかりは絶対ということがあり得ないと思ひます。

自転車整備のときにつけるTSマーク付帯保険で補えない部分は自己負担となっている、そういうケースもあり、多額の負担を負わなければならない事例も見られております。

児童・生徒の安全安心のため、また不幸にも被害者、加害者になったときの安心のために自転車保険の必要性を強く望むものであります。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

児童・生徒の自転車使用者に保険加入の義務づけもしくは加入促進をしてはどうか、教育委員会委員長にお伺いをいたします。

続きまして、教育行政の部活動について質問いたします。運動部活動の意義は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の児童・生徒が教員等の指導のもと、自発的、自主

的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにもたらし意義を有していると定義されております。さらに、運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えてスポーツに生涯楽しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせてその体力の向上や健康の増進を一層図るものである。そのうえ、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師、指導者と密接に触れ合う場として大きな意義も有するものであると期待されております。

以上のことを踏まえれば、運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援することはもとより、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感を高め、さらには学校の一体感を醸成するものであります。それができないとなれば、文部科学省の運動部活動の定義とは異なることとなり、生徒や保護者にとってはとても不幸なことになってしまうことになりましよう。

皆さんも経験あるとは思ひますが、誰しもが深さは別として運動部活動にかかわってきており、現役で活躍している人がおれば、引退してもなお競技の向上のため、役員や指導者としてかかわっている方も大勢いらっしゃると思ひます。私も微力ながら剣道にかかわっており、中学生にこてんぱんにやっつけられております。

さて、サッカーブームが落ちついてきているものの、なでしこジャパンの活躍とともに、女子の競技者がふえていることと、青森ワッツなどプロバスケットボールのメディアの露出に伴い、生徒たちは憧れを抱きながら参加人口がふえつつあります。小学校のときはスポーツ少年団に所属し、スポーツになれながら、仲間づくりをしながら、

そして楽しみながら勝つ喜び、負ける悔しさを学んでおり、体力の増進や精神面の強化にもつながっていることと思います。

せっかく小学校のときに一所懸命やってきたスポーツが、中学校になった途端、運動部活動にその種目がなかったとすれば、生徒の落胆ぶりは想像に難くないと思います。私も次男、三男のときに経験しており、ふびんな思いをさせたと思っております。それなりにその種目をつくろうと保護者の一部と協力し学校と交渉はしたのですが、立場上途中で断念せざるを得なかった経験を持っております。今の生徒たちには、せめてスポーツ少年団時代にやってきた競技を継続させてやる環境づくりや生徒たちの意思を十分に把握し、その環境づくりをさせてあげたいと強く思う一人でもあります。

少子高齢化の中、生徒が少なくなっている今日このごろではありますが、生徒たちの意思を反映した運動部活動づくりに骨を折るべきと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

第1点として、部活動の種目の見直しを生徒の意思によるアンケートなどで確認してみたり、要請があった場合の環境づくりについて。

2点目として、中体連及び各種大会の出場に関し、生徒の希望をかなえるための学校間の連携がとりやすい環境を整備できないか。2点について教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

福祉行政についてのご質問、敬老会についてですが、町内自治及びきめ細かい交流の観点から敬老会を見直してはどうかについてお答えい

たします。

当市の敬老会は、平成26年度より高齢者の見守りを兼ねた敬老記念品配布と敬老会開催の2本立てで新たな敬老事業としてスタートさせたところでもあります。その中で敬老会につきましては、出席された方々のアンケートで肯定的な意見もあったものの、否定的な意見もありましたことから、今年度の敬老会実施に当たり、そのアンケートの内容を精査し、参加していただいた方に、より楽しんでいただけるよう工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

さて、佐賀議員より広島県三原市の事例を参考にご提案いただいた町内会等へ補助を行い、敬老会を実施することについてであります。市からの補助金をもとに、それぞれの町内会等が独自に知恵を絞り、協力し合って個性あふれる敬老会を実施され、非常に高い参加率となっていることは、市民協働、地域コミュニティ活性化という点でまことに興味深い取り組みであると感じております。しかしながら、当市は既に申し上げましたとおり、見守り活動を通じて、対象となられる全ての方へ記念品をお渡しし、敬老の精神を伝えつつ、敬老会を実施していくという敬老事業の大きな転換をしたばかりでありますし、ご提案の方式を実施するとしても、全ての高齢者をカバーするための受け皿や財源などさまざまな課題があり、慎重に状況を見きわめる必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後の敬老会のあり方につきましては現行の方式を基本としながらも、広島県三原市の事例のみならず、広く他の自治体の事例を参考としながら、より多くの方に親しまれ、喜ばれるよう敬老事業の充実に向け研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育行政についてのご質問につきましては、教



育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問の1点目、児童・生徒の自転車使用者に保険加入の義務づけもしくは加入促進をしてはどうかについてお答えいたします。

中学校では、自転車を通学または部活動で使用する場合、保険がついた自転車点検整備を必須とし、使用を許可しております。小学校では、家庭での使用にほぼ限られているため、保険加入についても保護者の判断によるものとなっております。

市内全ての小・中学校におきまして、毎年度交通安全教室を実施し、家庭のみで使用する児童・生徒に対しても自転車の事故の危険性と保険がついた自転車点検の励行を含め、道路交通法一部改正を踏まえた指導を十分に行っているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、自転車に関する事故で高額補償が発生しているケースが全国的に増加しており、当市においてもそのようなケースの発生が危惧されるところであります。そのため、より一層の手厚い補償が含まれた任意保険へ加入することにより、高額補償への不安は軽減されることとは思いますが、一律に学校が保護者に義務づけすることができる事案ではありません。

教育委員会といたしましては、今後も学校訪問等で自転車での重大事故の危険性と保険の必要性について強く訴え、学校を通じて児童・生徒及び保護者を啓発し、加入促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、中学校の部活動の種目の見直しについて、生徒の意思確認によるアンケートの

実施及び見直し要請があった場合の環境づくりについてお答えします。

部活動の見直しの必要性について、各学校では少子化の影響を考慮し、長期的な視点に立って生徒の活動を最大限に保障するための小・中学校の連携も含め、重要な課題の一つとして認識しております。部活動の再編が必要であると判断した場合につきましては、生徒の意思確認のためのアンケート調査等が実施されるものと考えております。

また、保護者から要請があった場合は、今後の見込み、在籍数の推移や、長期的な展望に立った指導体制を構想するなど、さまざまな視点から保護者とともにも生徒にとってどうすることが最善であるかを最優先に考え協議する場を設けることが望まれます。そのうえで、最終決定については各学校における総合的な判断に委ねることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目、中体連及び各種大会の出場に関し、生徒の希望をかなえるための学校間の連携がとりやすいよう環境を整備できないかについてお答えします。

中体連では、団体協議に単独で参加できない状況にある学校同士で合同チームを編成し、出場することは可能となっております。しかしながら、合同チームを編成する場合、当該校が遠距離にあり、練習する場所の確保や生徒の移動等に関してさまざまな問題が生ずる場合も想定されます。そうした状況も踏まえ、合同チームを編成するかどうかは生徒、保護者、指導者それぞれの意向を十分に尊重したうえで、最終決定については当該校における総合的な判断に委ねることとなります。

教育委員会といたしましては、合同チームの編成や活動に支障が出た場合、当該校に情報提供等を行い、生徒の活動が最大限保障されるよう支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存

じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁いただきました。

ちょっといささか順番が入れかわるかもしれませんが、まず自転車の保険について十分な指導をなされているということで、それは安心したところでございます。

教育長承知のとおり、自転車を買うときにTSマーク付帯保険といまして、最初の整備のときにつけるわけですが、これがさっきの兵庫県の事件以来、今まで1,000円だったのが1,200円、保障が2,000万円だったものが5,000万円になったということで、これは大変喜ばしいことなのですが、それは死亡事故の金額であって、けがというのは入っている保険の種類によって若干違ってきます。例えば2,000万円の上限であったときに3,000万円という場合は、これは1,000万円負担しなくてはならない場面になってくる。そうなれば、額面だけ見たときには、これは安心するわけですよ。その金額が満たされていけば。しかし、今度は払う側とすれば、その保険の上限があるわけですから、やはりそこら辺のところはかなり難しいものになってくるのではないかと、そういうふうに考えます。

保険というのは、これは保険会社さん、決して私保険会社の回し者ではないのですけれども、聞けば1,000円から2,000円の範囲でやっていると。また、意外と知らない人が多いらしいのですけれども、今保護者の方々に自動車保険の中にそういう個人賠償という部分があって、1,000円から1,500円で子供の自転車とか女房のけがとか、そういうものもフルカバーすると聞いております。

子供は意外と無頓着な部分があるかと思えます。さっき答弁の中で教育長がおっしゃったとおり、保護者の皆さんにより一層の啓蒙をしたほうがいいのではないかと。なければそれにこしたこ

とはないのは、これ誰でも承知しているわけですが、あったとき、決して安い金額ではないと思います。ましてやそれが後遺症が残ったりですとか、長く通院、加療となりますと、それが延々続いていくわけですよ。そうすれば、せっかくその子のこれからの育成の部分に大変厳しい状況があるのではないかと、そういうところが考えられますので、より一層の保護者に対する啓蒙ということについて教育長はどのようにお考えか、再度お伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいま議員おっしゃるように、この整備について保険だけでは非常に補償が間に合わないというような例が出てきておりますので、先ほど壇上でも申し上げましたように、学校訪問を通じて、今議員からいただいた情報、すなわち自動車保険にプラスしてつけられることもあるといったようなことも含めて啓蒙していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） より一層の啓蒙活動をして、なるべくそのような事例がないように、また不幸な人を生まないようによろしくお願いいたします。

続きまして、部活動について再質問いたします。先ほど答弁の中で、いろいろ部活動について、視点に立ってとかあったのですけれども、教育長が承知の長い教員生活等々、いろいろ教育に携わってきた教育長のことですから、今まで教育長が知る範囲で結構ですけれども、部活が再編したような学校があったかどうか、まずお教え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 私の経験の中で部活を再編した経験があるかというような質問でしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（遠島 進） ご存じのように、少子化に伴って部活の数を減らさなければならないという、そういうことに迫られる学校が多いので、絶えずそういう再編というの行われているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 今聞いたのは、私もちょっと聞き方が悪かったです。再編というよりも、今の廃止と理解してよろしいですか。人数がいなくなったから、廃止と理解していいのかお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 再編は、ほとんどが廃止であります。私の経験といいますと、私高校でありましたので、高校の場合は、例えばこういう部活動をつくりたいというときには、生徒会に諮って、まず愛好会として何年間か活動して、その活動が認められれば部に昇格していくと、そういうような仕組みとなっています。ですから、そういうことで新しい部が発生する、生まれるということとはございます。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 教育長、大変失礼しました。教育長は、そうですね、高校のほうの担当で。

もしこの中で、私は存じませんが、中学校の経験とかある人がいらっしゃったら、そちらの方からの答弁でも結構ですので、もしいらっしゃったら結構ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

20年ぐらい前のスパンであれば、新しい部活動が創部されたことはあります。そして、議員がご

指摘のとおり、少子化の現在は再編、これは募集停止、休部に集中する傾向があることは承知はいたしております。しかし、先ほど教育長が答弁申し上げましたように、子供たちに十分な可能性を保障するために、新しい部活をつくることを含めて毎年度学校のほうでは検討を加えております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） それでは、もう一つお伺いしましょう。今まで中学校の経験の中で、廃部やその他あったとしますけれども、例えば生徒たち、また保護者たちに何の部が皆さん希望ですかというアンケートといたしますか、アンケートまでいなくても、聞いたことは、今まで長い教員経験の中で一度かありますでしょうか。お願いします。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一） これまでの私の経験の中でお尋ねのアンケートをとったことはありますし、また聞いたこともあります。しかし、毎年度定期的にとることにしましては、子供たちの期待感をあおることにもつながりますので、先ほどの答弁にありましたように、いろいろな状況を十分に考慮したうえで、そして再編が具体的に必要な道であると判断をされたときにアンケートを実施している、そのように理解をしております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

それでは教育長、1つお伺いしたいのですが、小学校のときにスポーツ少年団というものに所属している子供たちが多数おります。また、かけ持ちしている子もおります。それが中学校に行ったときに、その部活がないのだと。そうすることによって、3年間、少なくともその子はそれから離れなくてはいけない。ほかの部に行って体力づくり等々はするでしょう。しかし、一番大事な伸び盛りのこの3年間というのは私は大事だと考えま

す。その教育長の考え方として、スポーツ少年団から行った部活がないということについて、教育長はどのようなお考えがありますか、お教え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 小学校と中学校で同じ部活動がないということについて、その小学校でやってきた子供たちが中学校へ行ったときに自分がやってきた部活がないということについては、何とかしてやりたいものだなというふうには思います。ただ、いろいろな条件があって、もしその子供たちの希望をかなえたとすれば、この少子化の中ではほかの部を潰さなければならないというふうな状況があったときに、その子供たちのやりたいことをどう保障するのかというふうなこともあるし、という大変難しい問題だというふうに考えていますので、私自身としては、小学生、中学生のこういう時期というのは一つのスポーツではなく、いろんなスポーツを経験することで心身ともに健やかな成長につながっていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） そうですね、いろいろ子供たち、また新しいのができるということは、キャパシティが決まっていれば廃部という、せつかくやってきたのもあると思いますが、ですから私先ほど申したのは、例えば校長先生が率先して余り多分やりたがらないと思うのですけれども、子供たちは本当に何を欲しているのかと、そこだと思っております。旧態依然としてあるものは、それはそれで大事だと思いますが、本当に子供たちが何をしたいのかと。例えばテレビを見て、バスケットもより一層つくりたいというのものもあるでしょうし、サッカーやってみたいというのものもあるかもしれません。やっぱり私は現場の声を聞くべきだと思う

のです。それは、校長先生に対して、教育長が各学校にやれというのはできないと思います。例えば校長も率先してやるかやらないかは、これは別だと思えます。そこで、子供たちが率先してやるか、もしくはペアレンツ、保護者ですね、その方たちがアンケートをとってみたい、やってみたいなど、校長先生よろしいでしょうかと、保護者の皆さんがそういうものを意思表示して子供たちに聞くということは、校長先生の許可を得れば、それは可能なかどうかをお教え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問は、子供たちがどんな部活動をやりたいのか、アンケートをとることについて、保護者からの要望があった場合、それは可能かどうかということでございますか。そういうことも先ほど壇上で申しましたように、いろいろな条件を兼ね備えて、このアンケートが必要だというふうに校長が判断した場合は、それはアンケートを実施するというふうなことになるだろうと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） そうですね、私もそれは大変学校の経営者として、やはりそういう民意というのは酌まなくてははいけませんし、また聞いてあげることが肝要かと思えます。

教育長、例えば一つの事例として、校長先生に一つの部をつくっていただきたいのだと、子供たちがこうして欲しているし、また保護者の皆さんもそういうものを望んでいると。校長先生に、千何がしかの、例えば1,000人なら1,000人でもよろしいです、署名を持って行って、校長先生にまずお願いをしてみた。一つの例としてです。そういうときに校長先生は受けるべきだと思いますか、それともそれはもし本当に不可能だとしたら、状

況もあるのでしょうかけれども、それは蹴るべきか、教育長としてはどのようにそれはお考えになりますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 保護者や地域の人たちでしょうか、そういう署名を持って校長にこういう部をつくってくれというふうに言ったときに、蹴るべきか、受けるべきかというふうなご質問でございいます。それにつきましては、受け入れることができるのであれば、それは保護者との話し合いだろうし、受け入れることができなければ、それは受け入れられないのはいたし方ないというふうには思います。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 済みません、回りくどい言い方をして。事例があったわけですが、やはりそういうのをつくっていただきたいと。多分それはメジャーなスポーツだったろうと思うのですが、種目までは言いませんが。私は、極力そういう子供たちの声が保護者に伝わってあったら、校長先生、経営者としては、やはりそれは極力かなえてやるべきだと私は思っております。また、教育長とか皆さんもそう思うとは思いますが、やはりスポーツ少年団であって、そのときに中学校に上がったけれども、ないと。1回どこか回避するわけですね、どこかの部活に入ったり、もしくは文化部に行ったり、それはわかりませんが。少子化、少子化と言いますがけれども、少子化だったら少子化なりに、その子供たちの欲しているものをかなえてあげる環境、ロケーションをつくるのが、これは大人の責務であって、私はそのように、やはり現場も最低限の努力をすべきだと考えております。これからもしそのようなことがあったとしたら、これはある意味教育委員会離れて学校経営というほうに行きますけれども、き

ようはラジオが流れていますので、その保護者の皆さんにお願いしたいのは、そういうものを強くアピールすることによって、本当に子供たちがやりたいものを少しでも、一歩でも二歩でも進むようになんかしてもらいたいと思います。そういうふうにしていただきたいと思いますので、教育委員会としては、学校経営という部分があって大変答えづらい部分もあろうかと思いますが、その指導的立場としてそういうものがあつたとしたら、繰り返しますが、あつたとしたら、教育委員会としては学校にどのように指導をなさいますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今後保護者や地域の人たちから、こういう部活をつくってくれということが学校に対して要求があつた場合、教育委員会としてどういう指導をするかというふうなご質問かと思いますが、これまでと同じであります。学校が受け入れる余地があるのであれば、それは受け入れてもらおうし、無理であれば、それは断るしかないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。では、最後に1つだけ。

今まで学校間の連携ということではいろいろ小規模のところ、その学校だけではチームできないと、そしてほかの近隣の学校、交通の便が許したり、その状況が許したところで一緒になって出て、そういう事例といいますか、中学校でそういう事例が今まで何件かあつたのか。もしあつたとしたら、いつごろどういう形だったのかちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（阿部謙一）  
ご質問にお答えいたします。

過去5年間での中学校において、団体スポーツの規定の人数に満たない、新人戦においてそういうふうな事案になったことがあります。そうしたときには、少人数の学校同士が合同チームを編成することができる、そのような規定に従って大会に出場した例が複数ございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。ありがとうございました。

最後になりますが、やはり子供たちのそういうやりたいという夢とは、夢という言葉は嫌いなのですけれども、望みは極力かなえてあげるべきでしょうし、そういう声があったら極力酌んであげようようなロケーション、雰囲気をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、敬老会に入らせていただきます。先ほど市長の答弁がございましたが、どこを歩いても必ず言われるわけです、余り今の敬老会は好ましくない。決して私は、今の敬老会、悪いとは言いません。それよりも、皆さんが、市民の皆さんが欲しているものがあると、望んでいるものがあるわけです。先ほど事例を言った三原市みたいなケースは皆さんが望んでいるわけです。何で、どこがだめなのでしょう。お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） ただいまの議員のご質問は、皆さんが望んでいるものがあって、それがなぜできないのかというご質問だと思いますが、当市は先ほど申し上げましたとおり、これまで参加率がおおむね30%台ということで、多くの方々にご参加いただけない、そういう敬老会でありました。私どもとしては、広く全てのご高齢の方々に敬老の意を表したいとして昨年度から敬老記念品を全ての方に配布させていただき、敬老会をさらに実施するという2本立てでということで

先ほどご答弁申し上げたわけなのですが、私どもとしては、敬老会にこれまで参加されていなかった方々のこともおもんばかっての方針転換でありました。そういう意味で、予算の都合等もありません。確かに多くの意見の中には食事の面での不満があったことは承知してございますが、今年度におきましては、そういったご意見があることも踏まえたうえで、少し開催方法を工夫して、参加された方々に喜んでいただけるような、例えば催し物などの工夫を凝らすとか、そういったところで改善をさせていただいて実施していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 前回の参加率が悪かったと、そういうことですがけれども。前は今みたいな、さっき提案したみたいな形ではないわけですよ。町内会がいいか、どの団体がいいかというのはさておいて、コンパクトにして、もっと皆さんが参加しやすいような、例えば距離的なもの、人の集まり的なもの、そういうものをやることによって、もっともっと私は今よりは参加ができるのではないかと、そのように思っております。例えば町内会という、これ一番わかりやすい例なのでしょうけれども、町内会というのものもある。そこには先ほど壇上で申したとおり、おさまり切れない人もいます。余り町内会は好きではないと。サークルというのがある。いろんな拾う方法はあるわけですよ。農協というのもありますし、婦人会というのもありますし、これは三原市の例なんですけれども、いろんなものがあると。そういう細かいものを、その金額の中で、その町内で、どうぞ、皆さんの創意工夫でやってくださいと。そうすると、一つでも二つでも、今すぐやれということではないです。ちょっと見てみて、そのほうがもっと現実的であり、なおかつ皆さんが欲している、

あっ、いいなと。大体私はそのほうが、私が物わかりが悪いのかどうかわかりませんが、そっちのほうが簡単だと思うのですけれども、部長、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） ご質問にお答えいたします。

町内会単位、あるいはもっと小さい区域での実施にすれば参加率がどんどん上がっていくのではないかというお話でございました。ご紹介いただきました三原市の例でいいますと、平成26年度は大体38%の方がご参加いただいたようでございます、出席をされたということで。記念品の事業を含めて98.99%と、そういうことでございました。私どもとしては、確かに距離感の問題もありまして、エリアを小さくすれば、それは確かに参加しやすいかとは存じますが、私どもの方向性としては、そういった方々、参加しにくい方々に全て敬老の意を表する、そういう意味で敬老記念品を配布して、民生委員の皆様にご近況を確認させていただきながら、そういう事業展開をしていきたいと、このように考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） そうですね、皆さんに参加してもらおう。だから、私の提案している三原市も、参加できない人に記念品を送るわけです。だから、みんな参加してもらおうわけです。要は、会場でセットした、そこに来てくださいということ。そうすると、これから各町内もいろんな創意工夫するわけです。当然その町内によって格差が生まれましょう。催しはこっちがいいとか、弁当がいいとか、これは当然想定し得るトラブルです、トラブルというか、事案ですよ。でも、それでもいいのではないですか。そこで創意工夫することによっていろんなものを意見を聞いて、いろんな会話

が出てきて、いろんな工夫をしていくと。やっぱり頭を使わなくてはいけない時代に入ってきていますから。私は、全員参加というのは、その分は部長、余り答弁になっていないと思うのですけれども。要はやってくださいと、そういう開催団体があったら、どうぞやってみてはいかがかなと、そういうものを言っているわけです。市長、その点についてはいかがでしょうか。市長の考えるところで結構です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

敬老会のあり方というか、そういった形で創意工夫でやるべきではないかということでもありますけれども、私今の議論を聞いていて、聞いていてというか、思ったのが、そういうふうな発想、そういうふうなことがあるのであれば、どなたか、逆に言うと、市の補助なしでもやってもいいのではないかというふうに思うのですけれども、そういうことが今現状ないと。これは一体、ではどういうことなのだということを私は思うわけです。市としては、何かそういうふうな形で、今佐賀議員からさまざまご指摘を受けましたけれども、我々としては本当にその77歳を迎えられた方々に対して、この敬老の意を表すということを真剣に考えた結果、全員に対して見守り活動をする、その見守り活動の一環として敬老の意を表するために、少しではありますけれども、記念品を差し上げる。そして、その表彰とあわせて式典を開催して敬老の意を表するという形でやらせていただいておりますので、少なくとも今年度はこの形をさらにいい形にして継続をさせていただきたいということで予算案も成立させていただいておりますので、そういった意味においては、ことまたやって、さらにまた問題点があれば、それを改善していくということでありまして、個別で開催したほうがいいというような形のご意見がたくさん

あれば、それも当然ながら研究していく方向性の一つだというふうに私は認識しております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 今市長がそういう例があったらやっているところがあってもいいのではないかとおっしゃいましたが、要は一番大事なのは財源なのです。町内だけで、ではそれ賄い切れるかという、ないと。だから、全部を出してくれということではなくて、上限決めてもらえば、町内はそれにプラスアルファして、より一層いいものを出しましょうという考えなのです。全部それ賄おうと、それもそれで一つの考え方もかもしれませんが、ましてや今度77歳が実際いいのかと。例えば町内に行ったら、よし、町内でそのほかの人数分を補填しましょうと、75歳からやりましょうというような、いっぱい広がってくると思います。

ちなみに、うちの町内は、老人の方々は1カ月に1回昼食会というのを開いております。それは、全部町内で補助したり、老人クラブの方が出している事例もあります。そうすると、なかなか来れる、来れないというのはありますけれども、定期的に行っているものですから、やっぱり顔見知り、会うということが一番大事なところで、人と人が会うということは、そこに温度が発生してくるわけですよね。元気になってくるわけです。そういうものをそろそろ敬老式ではなくて、敬老会と、セレモニーではなくてきちんとしたものにそろそろ見直してもいいのではないかと。

すぐドラスチックに変えろというわけではありません。決してそういうような話をしているのではなくて、今のやり方も悪いとは言いません。ただ、それよりもいいやり方があるという表現をしているわけでごさいます、市長、どうでしょう、すぐというわけではないけれども、そういう考え方もある。もし、もしです、全部いきなりやるというのが難しかったら、各市町村、旧市町村でも

結構です。エントリーして、モデルケースで二、三町内やらせてみましようかと、二、三団体やってみましようかという考えもありますけれども、その点も踏まえていかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今まさに佐賀議員のほうからご質問があって、その質問の中で少しずつそういうふうなことをやっていたら、その同じ人が来るというようなご発言もありました。我々としては、そういったことではなくて、やっぱり広く敬老事業の対象者の方々に敬老の意を表するためにこういった見守り活動を全員にさせていただいているということでございまして、そういった点についてはご理解をいただきたいと思っております。

それで、またモデルケースでどこかでやれないかということでもありますけれども、少なくとも今年度については現状のやり方でやらせていただきたいですし、また来年度以降は今年度の形を踏まえて、また検討させていただきたいと思っておりますので、当然その検討の俎上には今のご提案ものせていただくということだと理解しております。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

市長が今おっしゃいました見守りという部分にいきますけれども、こういう敬老会を、一つの例として例えるのですが、町内でやるとする。そうすると、特定な人がやるわけではないのですよね。やるというか、主催するわけではないのです。必ずそこにはお祭りに参加しているとか、若い人たちが来る。その人たちの手をかりなければできない部分ですから。そうすることによって、この前のうちの町内の例ばかり言って大変申しわけないのですけれども、自己紹介というのを若い人と神社の方々と一緒に飲み会をやりまして、懇親会を



やりました。自己紹介させると、その親父さんはわかっていても本人はわからないわけです。そうすることによって、ああ、意外とうちが近所だったなとか、そういうものになる。その後聞きましたら、まちで会っても、今度は挨拶をすると。今までどちらかというと、会釈程度で終わっていたのが、一つ言葉を交わしたりなんかして親しくなっていくと。これが一つのある意味の見守りにも近いのではないのでしょうか。ですから、先ほど市長もおっしゃったとおり、ことしはことしで、私もそう思います、すぐ変わるわけではありませんので。ただ、次年度は、ことしのものを踏まえてみて、再度皆さんの声を聞いていただいて、もし直せるものだったら少しでもやっていただきたいと思いますが、最後にその一つ答弁をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、政策というのは常にその時々状況に応じて私は改善をしていくべきものだというふうに思いますし、この敬老会事業につきましても、今年度の実施状況を踏まえて、来年以降の見直しをしていくものだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月13日及び14日は休日のため休会とし、6月15日は濱田栄子議員、東健而議員、目時睦男議員、半田義秋議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。